

衆議院 環境委員会 議 録 第 九 号

平成十四年四月十二日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 大石 正光君

理事 熊谷 市雄君 理事 西野あきら君

理事 柳本 卓治君 理事 山本 公一君

理事 奥田 建君 理事 牧 義夫君

理事 西 博義君 理事 樋高 剛君

岩永 峯一君 小淵 優子君

奥谷 通君 亀井 久興君

木村 隆秀君 小西 理君

小林 興起君 佐藤 勉君

田中眞紀子君 西川 公也君

原田昇左右君 菱田 嘉明君

松島みどり君 三ッ林隆志君

山本 有二君 小林 守君

五島 正規君 近藤 昭一君

鮫島 宗明君 武正 公一君

田端 正広君 武山百合子君

藤木 洋子君 金子 哲夫君

西川太一郎君

環境大臣 大木 浩君

環境副大臣 山下 栄一君

環境大臣政務官 奥谷 通君

政府参考人 (外務省総合外交政策局国際社会協力部長) 高橋 恒一君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 須賀田菊仁君

政府参考人 (水産庁資源管理部長) 海野 洋君

政府参考人 (国土交通省河川局長) 竹村公太郎君

政府参考人 (環境省総合環境政策局長) 炭谷 茂君

政府参考人 (環境省環境管理局水環境部長) 石原 一郎君
政府参考人 (環境省自然環境局長) 小林 光君
環境委員会専門員 鮎田 賢一君

委員の異動

四月十二日

辞任

小泉 龍司君

田中眞紀子君

菱田 嘉明君

山本 有二君

近藤 昭一君

同日

辞任

岩永 峯一君

小西 理君

佐藤 勉君

松島みどり君

武正 公一君

補欠選任

松島みどり君

佐藤 勉君

小西 理君

岩永 峯一君

武正 公一君

補欠選任

山本 有二君

菱田 嘉明君

田中眞紀子君

小泉 龍司君

近藤 昭一君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)(参議院送付)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、自然公園法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として外務省総合外交政策局国際社会協力部長高橋恒一君、農林水産省生産局長須賀田菊仁君、水産庁資源管

理部長海野洋君、国土交通省河川局長竹村公太郎君、環境省総合環境政策局長炭谷茂君、環境省環境管理局水環境部長石原一郎君及び環境省自然環境局長小林光君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○大石委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村隆秀君。

○木村(隆)委員 今回の法改正に關係をし、順次質問をしてみたいと思います。

自然公園の特別地域内において、新たに土石等環境大臣が指定する物の集積または貯蔵を規制するとなつておりますけれども、環境大臣が指定する物とはどのようなものを想定されておられるのか、また今回のような理由で新たにこの規制を追加するのか、お答えをいただきたいと思いま

す。

○小林政府参考人 御説明申し上げます。

集積または貯蔵を規制するものとしては、土石ですとか廃車、廃タイヤなどを想定しています。

これは、特別地域におきまして、これらのものが集積または貯蔵されることにより、風致の維持に支障を与えるほか、動植物の生息地を分断するとか、直接生息地を改変してしまう、そういうような生態系への影響を懸念されているところによるものでございます。

○木村(隆)委員 次に、現在の国立公園または国立公園等において、土地所有の形態というのはどのようになっているのか。例えば、私有地もあると思いますけれども、私有地があるということとは、私有財産の制約ということにもつながって

るだろうと思います。国、地方団体というのは、そういう方々に対してどのように対処をなさっておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○小林政府参考人 自然公園内の土地の所有形態でございますが、国立公園におきましては、国有地が七五%、民有地が二五%でございます。また、国立公園におきましては、国有地六一%、民有地三九%ということになっております。

自然公園内の民有地につきましては、行為の規制の内容とかその許可の基準に應じまして、負担軽減のためのいろいろな措置がございます。例えば税制ですと、相続税、固定資産税、特別土地保有税などの優遇措置が講じられております。

また、自然環境がすぐれておりまして、公有地化して保護を図るべきという民有地につきましては、土地所有者からの申し出に基づきまして、特定民有地買い上げ制度というのがございますが、これを活用して買い取りを進めるということで対応をしております。

○木村(隆)委員 次に、公園管理業務能力を有する公益法人、NPO法人等、新たに設ける公園管理団体制度の指定要件というのはどのようなものになっているか、教えていただきたいと思いま

す。

○小林政府参考人 今回の法律改正で環境大臣と知事が指定する公園管理団体ですが、自主的に活動している地域の民間団体を指定するということになります。指定を受けるに当たっては、一定の管理能力が維持できる主体として、公益法人のほか、特定NPO法人など、省令で定める法人であることが必要でございます。

お尋ねの指定要件につきましては、自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とする団体、目的がそういうことをできる団体であり、また、風景地の保護に資する活動や利用施設の維持

管理などの業務を適切に行うことが確実にできる、そういう実績を持った団体というふうに考えてございます。

○木村(隆)委員 次に、自然公園と大変かわつてまいりますが、ラムサール条約の湿地登録の件について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

環境省では、名古屋港内の庄内川、新川、日光川の三河川の河口部、いわゆる藤前干潟を中心とする一帯を国設の鳥獣保護区に設定をして、その中で中核的な地区を特別保護区に指定し、そして、その後速やかにラムサール条約の湿地登録を予定されていると伺っています。

この地域というのは、御案内のように、二年前、大臣の故郷であります西枇杷島を中心として、東海水害で大変大きな被害が発生しました。あと三センチ水が深かったら何人かの死者が出たと言われているぐらいの水害でございます。また、四十年前には、日光川の流域というのは伊勢湾台風に襲われて、五千人の死者が出ています。たびたび河川のはんらん、また水害によって多くの被害を与えられている地区でございます。そして、その住民の方々が、今回ラムサール条約に登録をするということで、逆に大変な不安もあるわけがあります。

今、二年前の東海水害を契機として、平成十六年度を目標に、激特事業が進められています。ただ、激特が終わりましたも、さらに安全な川ということからすると、河川改修というのは当然必要になってくるだろう、こう思っています。

そんな中で、これらの人の命を守る河川改修と、そしてラムサール条約の湿地登録をする、そんな関連について質問をしてみたいと思います。

まず、このたび藤前干潟周辺をラムサール条約に登録しようという理由、目的について、基本的な考え方を教えていただきたいと思っています。

○小林政府参考人 ラムサール条約につきまして

は、水鳥の生息地など国際的に重要な湿地を保全することを目的としていて、我が国では、今現在十一の湿地に登録してございます。

我が国としましては、条約の決議に即しまして、ラムサール条約の登録湿地の増加に取り組んでおります。条約の登録湿地の基準を満たす湿地を選ぶという作業をしております。

お尋ねの藤前干潟でございますけれども、七、八千羽以上のシギ・チドリが毎年定期的に渡来するというところで、我が国最大のシギ・チドリ類、渡り鳥の渡来地となっております。ラムサール条約に登録するのにはふさわしい資質を持っていると理解してございます。

この藤前干潟一帯を条約の登録湿地として登録して、この地区を自然との触れ合いの場所とか環境学習の拠点として保全を整備することによりまして、二〇〇五年に予定されています愛知万博の支援策にもなるのではないかと考えてございます。

○木村(隆)委員 今、基本的な考え方を答えたいだいたいわけでありまして。

このラムサール登録ということは、基本的には現状の環境を保全するというスタンスに立っているんだらうと思います。でも、この藤前干潟周辺は、今もお話し申し上げたように、治水対策のためにこれからいろいろな事業をしなければならぬだろう、こう言われておりますけれども、そういったしつと、干潟にやむなく手を加えるということも必要になるわけでありまして。

過去、ラムサール条約に登録をした事例の中で、その後そのような、干潟に手を加えるということ前提にしてそういう登録が認められるというケースはあったのかなかったのか、あればどんな事例があったのかを教えてくださいたいと思います。

○小林政府参考人 ラムサール条約の基本理念として、ワイズユースということが言われております。賢明な利用、持続的に利用を図りながら保全も図るというのがラムサール条約の精神でございます。

まして、いろいろな人間活動というのはかなりの部分許容されております。

具体的などころで、幾つか例がありますので御紹介しますと、一つは滋賀県の琵琶湖ですが、これが一九九三年に登録をされていますが、毎年、漁港のための航路のしゅんせつですか、民間企業が湖底の砂利を建設資材として採取する、そういうことが自然公園法で許可を受けて行われております。

それから、二つ目の事例としましては、沖縄県に漫湖というマングローブの河口干潟がございます。これが一九九九年に登録されました。ここにおきまして、河川の水はけをよくするために河口部のしゅんせつ作業が行われておりまして、二〇〇〇年から二〇〇三年の予定で、鳥獣保護法の許可でしゅんせつを行っている、こういう例がございます。

○木村(隆)委員 大臣、今琵琶湖やら沖縄の漫湖公園あたりで、新たに手を加えることは可能で、実際にやっていると話であります。

ただ、来月中旬ぐらいに環境省案がいろいろ出てくるというわけさ聞いておりますけれども、そういう段階にあつても、地元の人たちが大変不安になっている。河川改修、本当にできるんだらうかと不安になっていると思えますけれども、この河川改修と環境という調和について、やはりもうちょっと議論をし、地元の方々に理解をしてもらうような、そんなことが必要ではないかと思うのですけれども、大臣、どうお考えになられますか。

○大木国務大臣 今御質問の内容になっております庄内川、新川、日光川、これは、かつての伊勢湾台風、あれは本当に大変な、地域にとりましては大きな災害でありましたし、それからまた平成十二年の東海集中豪雨、これもまた本当に、百年で初めてというような大変な雨量があつたというふうなこともありまして、地元の住民が本当にこういう三川を中心とする災害の防止について非常に関心を持っておられるということは、私も本当

にわかり過ぎるほどわかつていると思うわけでございます。

そこで、ラムサール条約についていろいろ地元の方で御心配があるというのは、このラムサール条約というものの性格について必ずしも十分に、これは役所の方の説明もまだ十分ではありませんけれども、地元にも御理解を得られていないと思ふのですけれども、これは当然、地元のそういう治水、それからいろいろな意味での災害防止ということも阻害してまで湿地の保全をしようということじゃありませんので、これはあくまでそういったものは両立して施行してまいりたいというふうにお考えしております。

ラムサール条約というのは、何か一蹴決めてしまつてそういう指定地域になつたら、その地域は一木一草動かすことができないというようなものでは決してありませんので、今言いましたように、基本的にまず両立させるといふことの中で、どういうふうにするかというのを考えていくというところでございますから、これから、もう既に木村議員の方でいろいろと地元の議員さんなどとも協議しておられると思いますが、私どもの方でもいつでもそういう説明の方は努力をいたしますので、どうぞそういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○木村(隆)委員 今大臣の御答弁をいたして、ちよつと安心をしました。その答弁を地元の人にしっかりと伝えたいものだな、そう思つて今お答えを伺つていたわけでございます。

ということ、もうそろそろ環境省案が出るというのを考えると、国土交通省、きょうはお越しをいただいておりますけれども、治水をしつかり進めていく責任官庁である国土交通省の方も、これだけはしっかりとやらなきゃいけないよということを示さなきゃいかぬと思うのです。激特事業の後、どうやって河川を安全な川に仕上げていくのか、そんな検討を今進めておられると思ひますけれども、その状況、どうなつていのか教え

ていただきたいと思ひます。

○竹村政府参考人 委員御質問の、庄内川、新川の恒久対策でございますが、平成十二年の九月の東海豪雨におきまして、確定値で、この被害が、浸水戸数約一万八千戸、水害の被害額六千五百六十億円、このうち一般の市民の資産が被害を受けたのがほとんどでございます、六千三百十四億円でございます。

これはそんなに大きかったのかという、一晩でこんなに六千億円の富を失ったわけでございますが、車が約十万台失われました。一台百万として一千億でございます。そして、床に水が来ますと、昔は畳を上げてそれで終わったんですけれども、今は、床まで水が来てしまひますと、防音材や断熱材がありまして、汚水を全部吸ってしまひます。ですから、水がちょっと来ちゃいますと、その後、家の中を全部取りかえなきゃいけないという、大被害が大きいということが今回顕在化しまして、都市市民の富が一晩で六千億を失ってしまったという事態になってございます。

このため、私も、二度と起きないように、緊急的な激特事業として現在やっておりますが、委員御指摘の、その後の恒久的な対策としてどうなんだということでございますが、庄内川、新川の恒久的な河川整備計画は、激特後に私も策定する予定でございましたが、今回環境省から、河口部の干潟の国設鳥獣保護区域の特別保護区域に指定することにつきまして事前協議がございました。これを受けまして、私も、現在私もでも考えられる河口部の掘削等の恒久的な治水対策の案につきまして、現在中部地方整備局と愛知県におきまして前倒しで検討しております。それを五月の早い時期をめどにしまして私も作業を進め、関係者や関係地域の方々にお示ししていきたいと考えてございます。

○木村(隆)委員 小林局長さん、今国土交通省は、ちょっと前倒しをして、それでもちょっとおくれるわけですけども、五月の早い時期に、治水の上からこうしていきたいというものを

提示すると言っております。ということからすると、その案を見て今後調整をしていかなきゃいかぬと思ひます。そしてまた、地元へもしつかり、こういうことでですよという説明、今大臣もこれからさらに努めていくという御答弁をいただいたわけですから、具体的に地元へ理解を求めるような努力、どういう場でしていくのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○小林政府参考人 地元の自治体ですとか住民ばかりでなくて、河川の上流域にある、関係ある自治体の方々も含めまして、その説明をしていきたいと思ひております。愛知県の協力も得ながら、早期に説明会を開きましたり、それから、要望があればいつでもどこでも、環境省の職員が出向いて説明をしていきたいと思ひます。

その際、ラムサール条約の必要性というののもちろんでございますけれども、河川のしゅんせつ等、治水事業の必要性に関する環境省の考え方というののもあわせて御説明を申し上げたいと思ひております。

○木村(隆)委員 今、これからしつかり説明責任を果たしていくよという決意だと思ひます。

先ほど大臣もお答えをいただきましたけれども、大臣にも、もう一度、くどいようですけれども、大臣にお伺いをしたいと思ひます。

これまで、ラムサールに登録をするというのは比較的郊外なところとか、余り都市部というのが想定されていなかったのではないかと思ひます。今回のように、都市部においてこれからこういうことを進めていくということになりますと、例えば、今回の場合ですと都市河川の治水対策、これが当然先ほどお話あったように優先をされ、その上で環境をどうやって保全していくのかということになってくると思ひますけれども、いま一度大臣の、その辺のことに對する明確な考え方を

お示しいただきたいと思ひます。

○大木国務大臣 ラムサール条約の候補地になり得るような場所がどこかというのは、これからまだだんだんに広がっていくと思ひますから、一般

的に都市部だとか農村だとか、そういうことではなくて、やはり現実にどういうところが出てくるかということでありまして。この間うちは、いろいろと議論になっておりますのが、例えば愛知県の今のにしても、あるいは東京湾で、千葉県あたりでいろいろとまた議論がありますね。

ということなので、今たまたま議論になってるのは河口部なものですから、河口というのは、いろいろな意味できつと、必要に応じてしゅんせつもしなければいかぬ、防災事業もやらなければいかぬということですから、これは都市とか農村というだけではなくて、やはり現実にどういふ地域がラムサール条約の候補地になってくるかというのを考えながら、またひとつどういふ、すぐにそれを例えば地域に分けて、都市はやりまして、農地はやりませんとかいうことではなくて、やはり現実に合った対策を進めたいと思ひますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、ラムサール条約というのは、一つはやはり地元で、ラムサール条約に入つてみんなでひとつ湿地帯を保存しよう、あるいは活用しようという気持ちでなければ、これは意味がないわけであり

ます。

例えば、愛知県でもこれから万博をやること

言っているわけですから、そうすると、できることとなら、せつかく自然との共生の万博だと言っておりますから、それはラムサール条約に入つたということが一つのPRにはなると思ひます。しかし、だからといって、ラムサール条約、何が何でもやらなければいかぬということではないわけであり

ます。

ただ、あれは三年に一回ごとに、いろいろまた総会をやっていますので、そういうようなときに入つたぞと言うことは、言うなれば、愛知万博などについては一つのPRにはなり得ると思ひます。ただ、だからといって、環境省の方で何が何でもラムサール条約に入らなければいかぬ、ラムサール条約に基づく指定をしなければいかぬと言っているわけではないので、やはり現実にちや

んと、ラムサールの湿地帯の指定をしても、今、国土交通省の方で考えておられるいろいろな事業と抵触しないようにということで努力してまいりますので、どうぞひとつ。

私は、今いろいろと内々にお聞きしております計画、今のしゅんせつ作業その他から考えて、私としては、今のところでは正面からぶつかるといふようなことではないのだらうというふうな期待をしておりますので、さらにこの点も詰めたいたいと思ひますが、さつきから申し上げておりますように、湿地帯の指定をしたからといって全く手をつけてはいかぬということではありせんので、どうぞそこところはひとつ御理解をいただきたいと思ひております。

○木村(隆)委員 私も、この湿地登録、反対しておるといふことではありせんけれども、ただ、そういう誤解があつて、湿地登録をすると、その後、手を加えられないのじゃないか、万が一洪水が起きたらという心配があるので御質問をさせていただきます。

このラムサール条約の第四条の二項において、「締結国は、登録簿に掲げられてゐる湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合に、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。」と規定されております。

藤前干潟周辺がラムサール登録された場合、今の治水のためのしゅんせつなどにより、干潟の面積が減少するということも考えられますけれども、この場合は代償措置が求められることになるのかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○小林政府参考人 まず先にちょっと申し上げておきたいと思うのですけれども、先ほど大臣から御説明申し上げたとおり、河川の洪水により甚大な被害がその地域で起きたことを私も私どもとしても非常に重く受けとめておりますし、人命にかかわる治水対策が最優先であるというふう

けれども、中国とはそういう意味で、今申し上げましたように、私は、ある意味におきましてはこれからの日中間の大きな外交問題、そして日本としては非常に積極的に協力のできる外交問題だと思っておりますので、ぜひひとつ推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○牧委員　ありがとうございます。

日、オランダのハーグで第六回生物多様性条約締結国会議ハイレベルセグメント、これは山下副大臣が御出席をされるということでございますけれども、山下副大臣、きょう参議院の本院で席を立たれましたけれども、副大臣が出席をされるその出張の必要性という文書も環境省から御丁寧にいただきました。それによると「森林の生物多様性の保全等、当省が主体的に取り組むべき課題に関するヨハネスブルグサミットへのインプットについて審議される予定であることから、山下副大臣の出席は必要。」とあるわけでございます。

せっかくそうあるので、本日は副大臣にお聞きをしたかったんですけれども、今回のまさにこの法案の中身、生物多様性の保全ということがメインテーマであろうかと私なりに理解をしております。その生物多様性の保全のためにまずは必要な取り組みべき施策というのは何なのか、何と何なのかというようなことを列挙してまず御説明いただきたいんですけれども、山下副大臣いらつしやらないんで、政務官の方をお願いいたします。

○奥谷大臣政務官 現在、我が国の生物の多様性は、種の絶滅のおそれの増大や干潟や湿原などの湿地の減少、それから里地里山における身近な自然環境の悪化、移入種による我が国固有の生物への影響など、さまざまな危機にさらされております。このような中で、自然と共生する社会を政府一体となって実現するためのトータルプランとして、本年三月二十七日に新たな生物多様性国家戦略を決定したところでございます。

この新たな国家戦略は、種の絶滅を防ぎ国土全体の生物多様性を保全、回復するための方向性を明らかにするとともに、実効性のある施策の展開のための基本方針を示しております。湿地保全の強化、里山の保全と利用、自然再生事業、野生生物の絶滅防止対策、移入種対策などの推進を掲げております。

○牧委員 ありがとうございます。

ここで、まずあらかじめ質問させていただいた理由についてを申し上げたいと思うんですが、

ども、この自然公園法の一部を改正する法律案について、去る四月九日、大木大臣より提案の理由及び主な内容について御説明があったわけでございますけれども、この提案の理由というのが至って簡潔明瞭なわけでございます。

一部読ませていただきますと、「この法律案は、こうした自然公園における生物の多様性の確保を図るため、特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度を整備しようとするものであります。」ということでございますから、これは文法的にも、この法律案は何々のために何をしようとするものであると至って簡潔明瞭で、したがってその目的というのは生物多様性の確保を図るためだというのが、唯一の目的としてうたわれているわけでございます。その意味で、生物多様性の確保を図るための施策を今お聞きしたわけでございます。

そして、その大前提として、生物多様性の確保がなぜ必要なのかということをおまじと大臣に伺いをしたいと思うわけで、こちらの質問の方が少し難しいと思うんですが、やはり政務官より難しい質問をしないと失礼かと思いましたが、よろしくお願いをいたしたいと思っております。あえてお聞きするのは、どうもその辺のところがかつていない人が多いんじゃないかと思うものから、ぜひ大臣の御認識をお聞きしたいと思っております。

○大木国務大臣 生物多様性という言葉は、最近何となくはやりで非常に私どもも使っておりますし、いろいろとテレビなんかでも、生物の多様性という人間と自然とのかわり合い、あるいは、自然界の中での生物の多様性がどういふふう維持されていくのか、生態系というような言葉もよく使われておりますけれども。

ということでもありますから、やはり今回の自然公園法の改正につきましても、生物の多様性ということは非常にいろいろなものを内容的には含んでおりますけれども、あえて使わせていただいた

ということ、大上段な言い方をすれば、これから人間がどういふふう生存していくかという一つの、我々地球上の人類が、どうやって生物とも共存しながら、いろいろな意味での人間としての生活を展開していくかというようなことであります。

実は、三月の二十七日に決定いたしました生物多様性国家戦略というところでも、生物多様性の保全あるいは利用という理念として、今申し上げました人間の生存の言わなければ基盤というのは大変抽象的な言葉でありますけれども、あえて人間の生存の基盤であるということ。そしてまた、災害の防止に寄与するなど、これから、今すぐ目の前の話だけではなくて、世代を超えた安全性、効率性の確保の基礎になる。あるいはまた、我々の生活と非常に関係があるんですけれども、生物というものは全体として、食料、薬品などの各種のいろいろな有用性があるわけですから、その源泉でもある。それから、それぞれの自然に應じていくという文化の形成される豊かな地域文化の根源でもあるといったようなことを一応この国家戦略の中でもうたわせたので、非常に抽象的ではありますけれども、これからの長期的な人間社会の、本当に地球上の人類ということを考えてみると、それが一番やはり我々が、自然公園なら自然公園、その他のいろいろな公園を保存し活用していくときにも、そういった生物多様性というのを今申し上げましたような側面からひとつさらに発展させてまいりたいということ

で、あえて生物多様性ということはこの法案の中でもうたわせたのだと思います。

○牧委員 環境大臣がそのような御認識であるということ、非常に安心をいたしました次第でございます。

ちよつとここで話題を転じまして、去る一月二十五日付の日経新聞で私が拝見した記事について、主に外務省にお伺いをしたいと思います。

本に寄贈されて、全国あちこちで植樹をするという記事でございます。これは、日英同盟締結から百年に当たることし、それを記念して日英グリーン同盟を実施するというところでございまして、これはあらかじめ外務省の方に確認をいたしましたところ、特に外務省との協賛事業のようなことではなくて、イギリス大使館が勝手に言つたらちよつと語弊があるかもしれませんが、向こうの好意で、各自自治体と直接連絡をとり合ったり、あるいは各教育機関や施設と直接連絡をとり合いながら全国にこの植樹を展開していく、そのような事業であるということに何一つおりました。

ただ、これ自体にけちをつけるとか目くらま立るといふお話しじゃなくて、今の生物多様性の確保の観点から質問させていただいたと思うんですが、まず外務省さん、この日英グリーン同盟というのは、形式的な位置づけというのはどういふものなのか、そしてどんな行事をやるのか、どんな木を植樹されるのか、その辺のところ、外務省所管ではないにせよ一定の御認識はあろうかと思っておりますので、お伺いをいたしたいと思います。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

委員御質問の日英グリーン同盟二〇二〇という事業は、本年が日英同盟百年に当たる年でございまして、在京英国大使館がその記念行事の一環として行っている事業、こういうふう承知いたしております。

具体的には、在京英国大使館の方で約二百本の英国産のカシの木を苗木を輸入いたしまして、植樹を希望する日本全国各地の学校、植物園、公園等に無償で苗木を提供する、そういう事業というふう承知いたしております。四月十一日現在ではほすすべての苗木の植樹先が決定しているというふうにも聞いております。

在京英国大使館の広報資料によりますと、この事業で、木を植えるという活動を通して、日本と英国の人々が環境という地球規模の問題について

考え、語り合うことを主な目的に行われる、そういうふうな説明をされておられます。

以上でございます。

○牧委員 済みません、ちょっと事実関係をもう一回確認させていただきたいんですけれども、今回英国産のカシダというお話ですけれども、この新聞だとナラになっているんですね。これは新聞の間違いですか。

ちょっとあえてつけ加えると、これはOAK、オークですね。これはブナ科コナラ属のカシ類、ナラ類の総称だというわけですが、どちらなんだろう。これは随分違うわけで、カシ類だと常緑樹、ナラだと落葉樹でございます。ちなみに日本での分布は、九州から東北南部の丘陵地にカシが分布している。それから中部、関東地方の内陸部にコナラ、それから北海道南部を除く北海道、長野県、東北地方の太平洋側の内陸盆地にミズナラが分布しているというところでございますけれども、ここで言う、今おっしゃったのはカシの木だ。新聞はナラの木になっていますね。どっちなんだろう。

○高橋政府参考人 専門家でないのでちょっと難しいのですが、イギリス大使館の資料によりますと、提供された、私はカシの木というふうに訳しましたが、イングリッシュオークと呼ばれているものでございまして、ブナ科の落葉樹でございます。

○小林政府参考人 オークというのは、先生御指摘のとおりナラの木で落葉樹でございますので、日本語で言うところのナラ、落葉樹であるシイとかカシとかというものは違うものというふうに理解、先生の御指摘のとおりでよろしいかと思っております。

○牧委員 つまらないお話のようで恐縮でございますけれども、余りこれは外交的には目くじら立てる話ではないと思うんですけれども、ちょっとこれはやはり私なりにひっかかるものがございます。その後一月三十一日付の読売新聞に、英国大使館で記念式典をやっている写真が載っております。

ます。ここに川口現外務大臣、この当時は環境大臣でございますから、これは一つの外交の行事としては私否定するものではございませんけれども、環境大臣がここに出席するというのは、私ちょっと見識を疑うな、こういう方が外務大臣になられて、大木大臣が来られて、本当に私はほっとしているわけでございます。

外務省も、やはりさきのラムサール条約もございまして、それこそワシントン条約やいろいろな水鳥の協定やら、これから温暖化対策についても、これは本当に国際的な取り組みが必要になってくる中で、外務省にも本当のところが環境についての認識というのをきちっと持っているいただきたいなと私なりに思うわけでございます。

そういう観点から、外務省として、ちょっと確認事項なんです、環境問題全般についてどんな取り組みをされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 先ほどイングリッシュオークをカシというふうに誤訳いたしましたし申しわけございませんでした。

ただいまの御質問でございますけれども、環境問題についての外務省としての取り組みでございます。

近年、人類の活動範囲、規模、種類の拡大に伴いまして、温暖化問題、それからオゾン層の破壊といったいわゆる地球環境問題が顕在化して、人類にとって脅威であるという認識が強まっているわけでございまして、こうした地球環境問題というのは一国のみで対処できるものではなくて、本質的に国際的な協力というものが不可欠である、そういうふうな認識をしております。

外務省といたしまして、こうした基本的認識に立ちまして、京都議定書の作成に当たりまして京都会議を主催いたしましたことに見られます。うな、地球環境問題というのが我が国の国際貢献を果たしていく最重要分野の一つと位置づけまして、条約だとか国際行動等の国際的枠組みを策定

する場合に積極的に貢献する。それから環境問題でのODAというものを積極的に実施していく。それから国連環境計画、UNEP等の環境問題での国際機関とかいろいろな国際的なフォーラム等への貢献というものを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○牧委員 どうもありがとうございます。

この問題、くだわるようなんですけれども、当環境委員会においてはそういったくだわりもやはり必要であろうかと思っております。その辺のところをきちっと確認していきたいなと思っております。

今日の日英グリーン同盟については、外交上の問題はともかくとして、英国産のオークの植樹そのもの、これは環境省としてはどういうとらえ方をされるんでしょうか、専門的な見地から。これはやはり移入種だとは思いますが、あるいはナラとかカシというのは日本にもあるから移入種じゃないとおっしゃるのか、その辺のところをきちっとお聞かせいただきたいと思います。

○小林政府参考人 イングリッシュオークにつきましては、イギリスでは一般的にどこでも生えている種類でございますが、日本には同じ種はないわけでございますので、先生の御指摘のとおり、移入種ということになります。

移入種を日本国内に持つてきて植えるということなんですけれども、特にこのイングリッシュオークに関しては、二百本以下という御説明がありまして、植樹の本数が非常に少ないことと、植樹される場所が都市公園とか学校とか特別限定されている場所であることとか、それから一本一本ばらばらに、密生で植えるということではなくて、林をつくるということではなくて、一本一本植えるというふうな感じでございます。

特に御指摘のナラの仲間というのは、大きな実をつけまして、種がそんなに遠くに飛ばないし、そんなにどんどんふえていくような繁殖形態でもないものですから、我が国の生態系にすごい大きな影響を与えるというふうには考えていないところでございます。

一般的に植物の場合、園芸植物とか街路樹につきまして、移入種であっても植えられている事例がございますし、生物多様性に大きな影響がなければ構わないんじゃないかな。導入する樹木の種とか植える場所とか、個別のケースによつて、生物多様性にどのくらいの影響を及ぼすか、そういうようなことを見ながら、予測しながら、導入についての慎重な検討というのが必要か、こう考えております。

○牧委員 今後その辺は神経質に対応していただけるように、改めてお願いを申し上げたいと思っております。

また、こういった例だけじゃなくて、実際に移入種がもう相当国内にも入ってきているわけでございまして、例えばタンポポにも、日本の在来のカントウタンポポ、そして入ってきたセイヨウタンポポ、例えば魚のバラタナゴも、ニッポンバラタナゴ、タイリクバラタナゴなんというのによく例に出されるわけで、これは似て非なるものなるがゆえに、似ているがゆえに生息する場所が競合するような一例だと思います。

そういう意味で、今の日本の在来種の生息を脅かすような外来種の似て非なるものの例、また、せんだつて質問にも出ましたけれども、ブルーギルやらブラックバスのお話も出ましたけれども、これは全く違ったものが在来種を捕食してしまう、そういった例もあると思うんですけれども、ちょっとそこら辺のところの実態というのを、大ざっぱで結構ですから、どんなものがあるのか教えてください。

○小林政府参考人 移入種による日本在来の生態系への影響のことでございますけれども、今先生御指摘の在来種との交雑、私もニッポンバラタナゴ研究会というのに入っております。保護をやっていたんですけれども、在来種との交雑によって影響が出てくる、日本の固有のものがなくなってしまうのは、バラタナゴのほかに、タイワンザルとニホンザルの交雑、和歌山で問題になっていま

そのほかに、今までいなかった種が入ってくるものですか、今までいた在来の種を捕食してしまふ、そういうようなことで、奄美とか沖縄の山原でマングースによる被害とか、ブラックバス、ブルーギルの魚が在来の淡水魚を捕食してしまうというような問題もあります。

それから、小笠原諸島に野ヤギが放されて、これが植生を破壊して、もう全部食べ尽くして、赤土がサンゴの海の方まで流れていくというような植生破壊、そういうふうないろいろな種類があるかと思ひます。

○牧委員 それは、今ほんの一例だとは思ひわけでございますけれども、やはりブラックバスやブルーギルはもちろんそうだけれども、似て非なるもの、その辺のところは素人にもわかりづらいこともございまして、そこら辺の啓蒙普及ももちろんです、環境省としてもより神経質に扱っていただければと思うわけで、さっきのイングリッシュオークの話もそうですけれども、ブナ科の木は日本にも生息するわけだけれども、やはり似て非なるものが入ってくるというのが、私は一番怖いと思ひます。

例えば、近縁種とか類似種の交雑が進むと競争関係になって、そうすると、同じ生息する地域での競争が進んで、その生物相というのが単純化に進むんじゃないか、そういう説もございまして、けれども、その辺はどうなんですか。それは正しいんですか、正しくないんですか。

○小林政府参考人 似ているけれども違うものというものがよくやはり交雑、雑種をつくるということで、日本の純粋なものがなくなっていくという点につきましては、先生御指摘のように、単純化というようにもございまして、移入種の問題というのはいろいろな複雑な絡みがあるものから、簡単に単純化と言えない部分もあるんですけれども、そういう雑種をつくってしまう、それから捕食して絶滅してしまう、そういうような影響をとらえれば、移入種の問題というのは単純化をもたらしというふうにも考えられます。

○牧委員 私なりに、生物多様性の確保の意義をあえて大臣にさきお尋ねしたことも含めて、私は、生物多様性というのは、まさに重要なのは、遺伝的な、遺伝子資源とでも申しますか、その多様性を守ることこそが重要であろう、まさにそこに神経を集中していただきたいと思うわけでございまして、例えば製薬業界においても、どこかの土の中の微生物から新薬の特効薬の遺伝子を取り出したり、最近だと、化石燃料にかわるエチレンを大量生成する微生物なんという話もございまして。

だから、種が絶滅するとかというのは、それは感情論で、例えばトキがいなくなったら寂しいとかそういう話ではなくて、まさにそういう、これから将来に向けての我々のかけがえのない遺伝子資源なんだ、これを守るんだということで、それをあえて強調したかったわけで、今回の法改正も、これは特定地域の話かもしれないけれども、そういう精神がしっかりとたれるべきだなと私なりに思った次第でございまして。

そこで、国土交通省さんの方でも、平成十二年度河川水辺の国勢調査というのが十三年の十一月終わりに発表されておりますけれども、そこにも河川生態系の人為的攪乱状況のお話が出てまいります。これは、移入種による被害、また、ちよつと私そこで気になったのが、在来種の中でも人為的に別の場所へ移してしまうような例もあるやに聞いております。その辺の実態について、ちよつと国土交通省の方から説明をお願いしたいと思ひます。

○竹村政府参考人 私ども河川管理者は、十二年前の平成二年より、一級水系百二十三河川を対象にいたしまして、河川水辺の国勢調査を実施しております。大変、全国広うございまして、千六百三十九地点でございまして、五年置きに一巡する仕組みとなっており、現在までちょうど二巡いたしました。

その結果で御質問のお話をさせていただきますと、ブラックバスは一巡目から二巡目の調査では

六十七河川から七十九河川、つまり五四％が六四％にふえました。また、ブルーギルは四十八河川から六十五河川、つまり三九％から五三％にふえました。ミドリガメは三十七河川から五十六河川、つまり三〇％から四六％とそれぞれ増加傾向を示してございます。

また、国内の在来種にしましては、ヤマメ、アマゴの漁業対象魚種の放流等により、本来、生息域でないところの生息域が拡大してございまして、ヤマメにつきましては四河川、アマゴについては十六河川で、本来、生息域でない河川で確認されております。

さらに、アユの放流によりまして、琵琶湖産の稚魚が全国で用いられておりますが、これと一緒にハス、そしてスゴモロコという魚種でございまして、琵琶湖・淀川水系に固有の魚種でございまして、ハスについては九州から東北にしまして四十九河川、スゴモロコにつきましては九州から東北に至る河川三十六河川で確認されております。

○牧委員 今皆さんもお聞きいただいたように、これは、状況は悪い方向へ進んでいるというわけでございまして。

そこで、あえてここで確認をいたしておきたいんですけれども、去る三月十二日の質問の中にもブラックバスのお話が出てまいりました。これは、まさに新生物多様性国家戦略取りまとめに当たってのいろいろな組織的な動きもあつたのであろうと思ひます。その質問の中にも、例えば芦ノ湖のワカサギの話が出てくるわけでございまして、けれども、もう七十年前からブラックバスが入ってきているにもかかわらず、ワカサギがまだ生息しているというところは、これは、すみ分けがちゃんとできているんじゃないか、そんなようなお話が質問者から出たと思うんですけれども、ちよつと確認をさせていただきたいと思ひます。

このワカサギというのは、これが生息しているというのには、私は事実誤認だと思うわけで、これは放流しているからまだ残っているというのが事

実ではなからうかと思うんですけれども、そこら辺の確認をさせていただきたいと思ひます。

○海野政府参考人 内水面におきましては、資源が枯渇しやすいという特性がありますので、対象となる水産動植物の増殖をするという場合でなければ、第五種の共同漁業権を漁協などに免許することをしないということになっております。これは、漁業法の第二百二十七条というふうに規定されております。

このために、芦ノ湖ではワカサギなどの共同漁業権を有する芦之湖漁協、これが、平成十二年度におきまして、約九億八千万粒のワカサギの卵を放流しているという事態にございまして。

○牧委員 わかりました。この質問に関連して、やはり私なりにきちつとことを確認しておかなければいけないと思う部分が大の答弁の中にも何カ所かございまして、あえて確認をさせていただきたいと思ひます。

自由党の東委員に対する答弁の最後の方で「三百万人の釣り人が大変に深い関心をお持ちだということでございますから、そのことを頭に置いて、ひとつきちつと検討させていただきまします。」という大臣の答弁がございました。ちよつと私なりに気がかりなわけですが、どのように検討されるんでしょうか。

○大木国務大臣 確かに、今のブラックバスにつきましては、言うなれば賛否両論といえますが、現在既にもうある程度安定的に存在しておるから認めろというお考えと、いや、やはり本来の日本の種の保存のためにとめるべきだという議論がいろいろあると思ひます。実は、この私の答弁の後でまたいろいろと反響がありまして、いや、もつと厳しくしなきゃいけぬぞというような御意見も私も聞いております。

ですから、一般的には、やはりどういふ地域でどういふ状況になっているかということと科学的に調べるといふのがまずスタートだと思ひます。

ですから、もし必要でしたら、また後で参考人の方から補足させてもらいますけれども、今までも基本的な考えとしては、まず現状を調べて、例えば日本全体としてというよりもそれぞれの地域でどういう状況になっているかというようなことで、例えば沖縄などはいろいろな意味での、沖縄でのいろいろな希少種をひとつきちつと、ブラックバスに限りませんが、保存しようというようなこともありますから、そういうところでは、やはり全国的なあれとは別に、そういう土地における非常に希少種を保存するというようなことも考えなきゃいけませんし、それから、全国的にももちろんあれでございまして、やはり実情に応じて考えなきゃいかぬと思っております。確かに三百万人の方が、これは漁業を営業としていてという方は、むしろレクリエーションの一部としてやっておられる方が多いように私は理解しておりますけれども、ということとございまして、今の段階でどういう考えだということであれば、これはひとつ実態に応じて、やはり日本の古来の、しかも絶滅に瀕しておるような非常に希少な種を守る必要があるということであれば、これは当然に移入のものはきつく制約しなきゃいかぬということになります。

ただ、今申し上げましたように、既に安定的に存在しているものについてどうしよう。だめだといつても、現在既に生息しているところもあるわけですから、これはまたひとつ現実の問題として、行政の中でどこまでできるかということもありますから、やはり実態に応じて、しかし必要に応じて守るべきものは守る、日本在来のもので、守るべきものは守るということになろうかと思えます。

○牧委員 今の御答弁、ちょっと私は納得できないわけで、実態に応じてというお言葉でございまして、先ほども国土交通省の説明にもございまして、実態というのは、移入種がほとんどふえているというのが実態でございまして、私が求める答弁というのは、それに対してどう

う具体的な対処をするかというまさにアクションプログラムであるわけで、特に、今回の法改正の提案の理由というのは生物多様性の確保であるわけで、しかしながら、その具体的な移入種対策としての、具体的なアクションプログラムとしての移入種対策というのが欠如しているわけで、そこら辺のところをしっかりとつたってもらいたいな。

前回の大臣の御答弁も、すみ分けができていまして、しかもそれをきちつと管理できるならばというような表現がありますけれども、これはやはりきちつと管理できていないというのが実態です。それから、それに対してどういう計画を立てて、例えばどういう順序立てで駆除していくのかとか、そういったことも含めてきちつとした対策を立てていただきたいと思うわけでございけれども、その辺、いかがでしょうか。

○小林政府参考人 これからの移入種問題につきましては、やはり輸入の入り口のところに対応する。それから、入ってきたしまったものは、できるだけ早期に対策を立てるというようなことが一番大事でございまして。

副大臣も出かけていますけれども、生物多様性の今回の締約国会議でも、移入種対策に対する原則指針が、今まで中間的なものでしたけれども、最終的な原則指針が決められる。そういうものに沿って我が国でも対応をしていきたいというふう

に思っています。具体的にも、現在、十二年度から移入種問題の検討会をつくりまして、その全体像を把握した上で、移入種問題にどうやって全般的に取り組むかと今検討しているところでございます。国際的な動向というのでも踏まえまして、対応をしっかりとしていきたいと思っております。

ただ、もう既に全国的にはびこってしまったものについての対応となりますと、ブラックバスのようなものがあるんですが、全部のところをやるというのはなかなか難しい課題であろうと思っております。特に水の中の生き物についてを全

くすべて排除するというのは、なかなか現実的には非常に大きな困難と財政的な負担もかかるところで、どうしたらいいか、ちよつと水産庁ともまた相談をしながら検討してまいりたいと思っております。

○牧委員 以上で質問を終わりますけれども、この新しい国家戦略でも、移入種対策というところ

で、結局、「適切な移入種対策を推進する必要がある」と。これは必要があるのはもちろん

同感ですけれども、これを具体的にどう進めていくのかということをやはりきちつと検討していただきたい、なるべく早期にアクションプログラムをつくっていただきたいという要望を申し上げさせていただきました。質問を終わります。ありがとうございます。

○大石委員長 奥田建君。○奥田委員 民主党の奥田でございます。牧議員に続いて質問をさせていただきますと思

います。自然公園法、自然という言葉を使っている、ほとんどの方は本当に和やかな思いをするんじゃないか。私自身も、環境省の職員の方ほどはござい

ませんけれども、登山などが趣味でございまして、近年はちよつと火山活動が活発であるということとで立入禁止になっていた笠岳という山、これが立入禁止規制が解けたので行かせていただいた面がございまして。足元からまだちよつと蒸気とい

いますかそういつたものが上がっているような中を歩いて、大変気持ちのいい一日を過ごさせていただきました。その後、嫌な話になるかもしれませんが、四月の二日、ちよつと参議院でこの法案の審議をされておりました日でございます。総務省の方から行政評価に基づく勧告といったものが出されました。最初の方は、ちよつとその勧告内容について質問をさせていただきますと思

います。今、自然保護官、国立公園の数と面積に比較すれば大変少ない人数で、公園管理、あるいは公園の計画といったものを立てていただいております。でござい

ますけれども、条文といえますか法令に書かれております国立公園区域の見直し、そして国立公園計画の点検といったものが行われていなかった、区域の見直しについては調査に入った中で約半分、そして計画については約三分の一が着手されていないということを勧告を受けております。

この勧告につきまして、人員不足という以外に、大臣の方から、こういった作業のおくれといったものの原因としてその対応について、総務省の行政評価局にも報告なさる事項になるかもしれないけれども、どのようにお考えか、お聞かせ

いただきたいと思

います。○大木国務大臣 お話ございましたように、総務省の方から勧告をいただきました。国立公園のちよつと管理が不十分だということと、もつときちつとやれというふうな、いろいろと具体的なお話を伺ったわけであります。

もちろん、これは総務省からそういう勧告をいただいたわけでありまして、これは我が方でもきちつとその内容を検討いたしまして改善策を考

えるわけですが、正直申し上げまして、どうい

りますと、今申し上げましたように、一応具体的な勧告もいただきましたから、それについて実際に、どういふふうにならう原因でいろいろな施策が停滞しておるか、あるいは行われていないのかというように調べる必要は、これからひとつ、これからという話になって恐縮でありますけれども、そういったようなことを順番に、まずは現場的確な把握ということで、環境省の中では、国立公園のレンジャーは、むしろ小さな環境省の中では二百人程度おるわけですから、非常に少ないとも言えないのですけれども、しかし、正直申し上げまして、あの広大な地域の中をきっちりと管理することになるとなかなかやはり、ブライオリティーをつけて、そして総務省の御指摘のようなことについても対策を進めてまいりたいと考えております。

大変に何か言いわけが多いのですけれども、私として、とりあえずはそういうふうにし上げてさせていただきますと思います。

○奥田委員 これは、関連してまた後にもいろいろな質疑をさせていただきますので、局長さんの方にお伺いしたいと思います。

こうやって公園区域の見直しといったことが五年ごとに行われている。そして、案外、国立公園指定をしたときには、本来は地域に入れたかったけれども、今大臣もお話ししましたように、日本の公園制度の特色ということで、私有地、民有地であるとかそういったところも公園地域に入れる。あるいは、総務省からは指摘されたことですが、これも、一つの鉱山の採掘権だとかそういったものが絡んで地域に入らなかったといったことがある。

全国、公園たくさんありますけれども、そういった中で、新しい国立公園指定というのは長く行われておりませんけれども、今ある公園の中で、やはり以前指定したところはまだ本来の望んでいた姿ではないという中で、大きく区域変更、拡大といったものを考えている地域がありましたらお話しいただきたいと思ひます。

○小林政府参考人 現在二十八の国立公園、御指摘のとおり、きっちりとこれからの区域の見直し、計画の変更、五年ごとに行っていくかと思ひます。

それから、今お尋ねの公園ですけれども、従来公園区域に入れたく入れられなかったところとしましては、サロベツの国立公園の北部地域の原野の問題がござります。面積的にももう少し拡大したいなと思ひているところもござります。

それから、沖縄の白保のサンゴ礁海域ですが、現在石垣島周辺には一部しか入っておりません。特に白保のサンゴ礁の海域については入っておりませんで、これについても、基本的には地元の合意というものが必要でござりますけれども、地道に交渉を続けてまいりたいと思ひます。

もう一つ、最近で言っておりますのは、沖縄の北部地域、山原のところですが、岩垂大臣のときに、ここは基地が返還されればということですが、そういうことで現在調査も続けておりますし、地元との話し合いも鋭意続いている、こういう状況でござります。

○奥田委員 後ほど、今名前が挙がりました白保のことも触れさせてもらいますけれども、私もあの地域を、国立公園という形かどうかは別として、ぜひ保護できる形にしていきたいなというふうに思っております。

ちょっと話が飛びますけれども、勧告の中には、設備、管理の不備、そして書類手続、許認可のおくれといったものもございました。

設備と直接関係ないのですけれども、公園の中にいろいろな標識がござります。入場ゲートみたいな大きなものは、いろいろなところで特色があつてもいいのかなというふうに思ひますけれども、どうしても私は山の方のイメージをしてしまふのですけれども、そういった山を歩いておりまして、余り統一性といったものは感じられませんが、道路標識のように、険しい自然条件の中で、厳しい自然条件の中で、流失したりあるいは老朽化、傷みも大変激しいといったこともあります。

道路標識みたいなものは求めませんけれども、何かユニバーサルデザイン的なもの、トイレや駐車場のところは当然みんな同じですけれども、登つていく中で誘導標識あるいは距離標識といったものなどは、少なくとも国内の中では、いろいろな統一化を図つていってもいいのではないかと。山を登つておられます、いろいろな海外の方なども、短い休日を使って気軽に登つたりもしております。そういった観点から、いろいろな施設の中でも、ちよつと標識関係といったものについて御見解を伺えればと思ひます。

○小林政府参考人 先生御指摘のとおり、登山道の標識につきましては、色ですとか形態など、非常にばらばらで統一性が見られないという状況があることは認識しております。このため、環境省で平成八年度に、自然公園等の事業を行う場合の公共標識の整備方針というのをつくりまして、その中で、統一性ある標識を整備するよう都道府県を指導しているところでござります。

それぞれの地域で特色はあつてもいいと思うのですが、同じ公園は統一性のある標識にしたい、百名山で大勢の人が訪れるような山につきましては、特に登山道の標識整備というのに重点を置いて、できるだけ統一的なイメージのものになるようにということで注意をしながら、今後とも適切な整備に努めてまいりたいと考えております。

○奥田委員 ぜひ、立入禁止の区域とかあるいは危険な区域、そして先ほど言いましたように誘導的なもの、こういったものだけでも統一化の方向、あるいは国際デザインがあればいいと思ひます。

ぜひ取り入れていただきたいなというふうな思ひます。

続きまして、先ほど業務過多ではないかと言つていた自然保護官がおります。

これは日本自然保護協会からの提言でもござりますけれども、先ほど大臣も悩みの種であると言つていました国立公園の管理に關して、いろいろな人材配置の工夫、あるいは組織管理といったあり方を考え直してはどうかといった提言でござります。

言つていました国立公園の管理に關して、いろいろな人材配置の工夫、あるいは組織管理といったあり方を考え直してはどうかといった提言でござります。

そしてその中にも、国立公園管理業務というものが国の直轄となつて、自然保護官がデスクワークに縛りつけられる事態も発生しており、林野庁からの部門間配置転換による人員増にもかかわらず、公園の自然や利用者に接したところで働くレンジャー、保護官の姿を見ることができない状況は改善されていないというふうな指摘されております。そして最後の方に、一つの提案として、北米の国立公園における国立公園協会、自然史協会のような、国立公園ごとの民間団体の設置を検討してはどうかというふうな提言もなされております。

こういった公園の管理形態、今回の法案にも少し一歩進んでいくところがあるのかもしれないけれども、こういった提言に対して、あるいはこういった自然保護官の仕事の内容というものの、ほかのところの提言でも、公園利用者への自然解説というものがあつたけれども、そういうのがなかなかできないといったことも聞いております。

私自身も、ビジターセンターというのですか、そういった公園の拠点のところへ行つても、この人が自然保護官かと気がついた覚えがございませんし、きのうの夜だったのでちよつと無理なお願ひをしましたがけれども、局長も自然保護官としての経験がございられれば、ぜひその制服姿を見せたいいただきたいというお願いをしたのですけれども、それはおいておきまして、今の管理に対する人材配置あるいは組織のあり方といったことについてお答えをいただきたいと思ひます。

○小林政府参考人 国立公園の管理官、自然保護官、レンジャーと言つておりますけれども、レンジャーの制服につきましては、私が現地から離れても随分たつものだから、先生から言われて捜してみたのですけれども、実は、みんなそれぞれ個人が持つていて、本省の人は持つていない。

実は、私はまだ一度も支給されたことがないものです。私が現地にいた時分にはまだ制服というのにはなかった、そういうことでございます。

元談はさておきまして、現地の管理は、全国十一のブロックに分けて自然保護事務所というのを置いておりまして、その下に自然保護官事務所というのを六十七カ所配置、そういう体制でやっております。国立公園の許可事務とか、自然解説活動、公園のパトロール、それから先ほど御指摘があった公園計画の作成、土地や建物の管理、そのほかに、絶滅のおそれのある野生動植物の保護の活動というのもやってございます。また、環境省が発足したことを契機に、国設鳥獣保護区と鳥獣保護区のことともやりまして、今現在二百十人の体制で、手いっぱいやっているところがございます。

同じような制度を持つている韓国の国立公園、地域制の国立公園で、一人当たりの管理面積が千ヘクタールに対して、日本の管理官は一万ヘクタール程度。ですから、十倍の面積を管理しているというふうな状況の中で頑張っています。

その中で、今回の法律でも出させていたいただきましたけれども、やはり公園管理団体というふうなもの、民間の人たちと連携をとって、自治体、民間の活動団体、そういう人たちとも連携をとって自然公園の管理、充実に努めてまいりたいと考えております。

○奥田委員 今、一人当たりの管理面積が十倍という話もありました。

ただ、いろいろと地元の方でも、当然一人でできることではございませんので、都道府県あるいは市町村との関連、そのほかにも、私も初めて聞くものもありますけれども、今回はグリーンウィカー制度といったものも取り上げております。そのほかにも自然公園指導員、あるいはパークボランティア、あるいは希少野生動植物種保存推進員、さらには鳥獣保護員制度、森林インストラクター、鳥獣保護区管理員制度、ほかにも営林署の森林官とか、あるいは災害救助の救助隊といっ

たものも、いろいろな仕事の中にかかわってくることを思います。また、いろいろな許可認可の判断をするときにも、御相談しなければいけないところなどたくさんあると思うのですけれども、こういった実際の現地業務の中で、こういった関連組織といえますか、どういう連携をとっているのか、少し御説明いただきたいと思います。

○小林政府参考人 自然保護官が現地で業務を行うに当たりまして、都道府県、市町村と連携をとるのほかに、地元のいろいろな方々、事業をやっている方々とかそういう人たちとも交えまして、公園管理に関する協議会というふうなものを各地域地域でつくってございまして、そういう中でいろいろ御相談を申し上げたり、御協力をいただいたり、こういうふうな形をしています。

また、先ほど先生御指摘いただきましたようなパークボランティアですとか、地元の自然保護団体など、地域に詳しい方々にも御協力をいただいて、連携をとりながら現地管理業務に努めているところがございます。

○奥田委員 当然、こういったボランティアの人も含めて、協議会の輪というのはこれからどんどん拡大していきたいと環境省は考えておられるとお聞き、またそういった拡大で活動しておられることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○小林政府参考人 特に公園の現地管理というのは、地元との連絡調整が欠かせません。国立公園といえども、国の土地ではありません。民有地がかなりの部分、二五％もあるというふうな状況の中で、地元との連絡調整、協議会の運営、大変なことだと理解してございます。

○奥田委員 今度は、話の方はまた変わりましたが、環境アセスメント関係について少しお話を伺いたいと思います。

大臣にお伺いしたいんですけれども、この環境アセスメント制度、大変まだ歴史は浅いですが、これも、大変私も期待しておる制度で、これが

やはり有効にどんな機能を発揮してほしいというふうに考えております。

今の環境アセスメント制度、法制度ができる前の事業にさかのぼってそこに入り込むことができないといった弱点がございます。その中で、現在進行中の取り組みとして戦略的環境アセスメントについて検討をしておるということで、こういった準備段階といえますが、本当の計画の青写真をかくところから環境アセスメントが入っていくといったことはぜひとも実現あるいは制度化してほしいというふうに私も思っていますけれども、現在、途中経過になるかもしれませんが、あるいはスケジュールとしていつごろそういった提言あるいは法としての提示を目指しているか、大臣に御答弁いただきたいと思います。

○炭谷政府参考人 それでは私の方から、現在どのように進めているか、事務的に御説明させていただきます。

今先生御指摘のように、戦略的アセスメントは、早い段階で、また幅広い視野で環境配慮を織り込むための手続的な手法と考えておりまして、既に主要諸国や我が国の先進的な自治体でも取り組みが行われておるところでございます。

環境省では、環境影響評価法の制定に際しての国会の附帯決議がございまして、その御指摘を踏まえまして、平成十年七月から戦略的環境アセスメント総合研究会を開催いたしまして、国内外の戦略的環境アセスメントの実施状況の調査などを行いまして、これに基づきましては一昨年の八月に、基本的な考え方や留意点をまとめた報告書を公表したところでございます。

またさらに、平成十二年の十二月に決定しました環境基本計画におきましても、戦略的アセスメントについてのガイドラインを作成すべきこと、さらに必要に応じて制度化の検討をすべきことを盛り込んだところでございます。

そこで、現在環境省といたしましては、これらの流れを受けまして、まず分野ごとの具体的な検討

とや実績を進めることが重要であろうと考えて、まず、非常に住民の関心の高い廃棄物の分野についての戦略的環境アセスメントの手続や技術手法の検討や諸外国の先進事例の分析を行いました。これに基づきましては、昨年の九月にその結果を報告したところでございます。

このように研究や調査を積み重ねるところでございますけれども、なお技術的な開発をさらに進めなければならないということもございまして、さらに、試行的にいろいろな事例や経験を積み重ねるというふうなことを重ねまして、戦略的環境アセスメントの導入に向けた調査検討をさらに精力的に進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

○大木国務大臣 私に対する御質問でもありましたので。

今の現状は局長の方から御説明したんですが、私、これはむしろ感触を述べさせていただきたいんですけれども、公共事業をやる必ずアセスが必要だということ、これは従来からであります。特に今回戦略的というような名前をつけて、いろいろときちっとアセスメントの内容もあるいはそのやり方も考えろということの背景には、やはりできるだけ早い時期から、いろいろな事業をやる場合には、途中で何かアセスメントのために非常に物が動かなくなってしまうというふうなことでは非常に残念なわけですから、そういった意味でのある程度早い段階からやるということもあろうと思います。

それから、物によりましては、一たんスタートしたけれども、やはり数年たつたらちよっとこれは実態に合わないというふうなこともあると思います。ですから、やはりいろいろな事業の、どういう時点で、言うなれば途中でもあるいはある程度やっただ後でも全体として目的に合ったきちんとしたアセスが行えるようにということを考えるのが、私はこれから環境省としてもひとつ課題だと思っておりますので、私としては、大臣の立場からもそういうふうに取り組みをさせていただきたいと

思っております。

○奥田委員 各省庁ごとでは、三年ほど前ですが四年ほど前ですか、閣議決定でなされた、時のアセスメント、各事業省庁ごとに見直しをしろといったこともございました。ぜひ、そういった計画段階からのアセスメントとともに、やはり凍結、あるいはその中で環境問題が絡んでいろいろな住民の中でも意見が割れているといったものにも、何とか環境省が客観的なあるいは環境面からの科学的知見を提供できるような、そして意見を言えるような、そういった姿をどうか求めている。いただきたい。こういった時のアセスメントみたいなところにも、環境省が意見反映できるような姿を求めている。いただきたいと思う次第でございます。

こういったものが、今一つ事例を挙げましたら、川辺川のような問題なんかに、やはり地元の見地でアセスメント自身を拒否したりあるいは求めたりといった動きもございします。また、環境面では大きな事業の方向に影響を与えることであると思っておりますので、ぜひお力を与えていただければとお願いたします。

ようやく法案の方に入らせていただきますけれども、今回の自然公園法の改正の中で、風景地保護協定制度といったものがございします。そして、いろいろ特別土地保有税でありますとか相続税に対する、地主さんに対する財政的な支援措置を盛り込むというふうに書かれておりますけれども、ちよつとまだその内容がいまいであります。そして、こういった相続税あるいは固定資産税ですとか、こういったところには既に支援措置といえますか、こういったところには既に支援措置といえますか減免措置、あるいは免除といった措置が行われておりますけれども、今回の協定制度とこれまでの国立公園指定の中での制限措置に基づく減免との関係というものをちよつとお話しただけではないと思ひます。

○大木国務大臣 それでは、ちよつと概括的なことを私の方から御答弁させていただきますが、保護協定制を結んだ土地所有者への支援策としては、

特別土地保有税の非課税措置というものの、これは講じているところでありまして。それから相続税については、いろいろ御議論があるんでございしますけれども、保護協定制に基づく土地利用の制約に見合う適正な土地価格の評価が行われるよう、これは実は国税庁に要望をしておるということでありまして、現在、関係方面と調整中という段階でございます。

○小林政府参考人 現行の税制措置の中でございしますけれども、特別地域など規制がかかっている程度に応じて相続税が三割から八割控除される、また固定資産税、特別土地保有税は、規制の程度にもよりますけれども、非課税というような制度もございします。

○奥田委員 今の協定制の中での、保護管理の中での措置とは違ひますけれども、当然御存じの、環境省の認可団体であります日本ナショナル・トラスト協会といった買取り運動、あるいは保護契約用地を広げていくといった運動がございします。今現在でこの協会で保全契約を結んでいるものは約一千八百ヘクタールというふうに関係しておりますけれども、その協会からの提言でも、こういった自然環境保全の目的での土地の取得、こういったものに関して、ぜひいろいろな優遇制度といひますか、減免措置をとってほしいというふうなことがございします。そして、あるいは制度の面でも、地主さんとの契約なんかの上で永久保存を保障するような法制度といったものができな

いかといった提言も行われております。こういった提言に対しての環境省としての取り組みがございしましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○小林政府参考人 ナショナルトラストにおきましていろいろな税の軽減措置につきましては、なかなか難しい点もあるんですが、今回の自然公園法による協定制、そういうようなものの活用の中で対象になってくる場合もあると思ひます。全般的にはもう少し勉強させていただきたいと思ひます。

○奥田委員 一つの市民運動の善意として、あるいはこれまで大きな実績を積み重ねてきておる団体もございします。もちろん、こういった制度の趣旨を曲げてそういった制度が使われたら大変なことでもございしますけれども、ぜひとも、こういった運動が地価の高い日本でも進められるように、本気でこういった制度の促進といったものを考えていたいただきたいと願ひする次第でございます。

実は私は、昨年九月になりましたから最新の話ではありませぬけれども、沖縄の方へ行かせていただきました。それで、先ほど、白保の方にも少しこだわりのあつて、ぜひ環境省にも何か手を尽くしていただけないかといったことを言いたいわけでございます。

まず、沖縄の方の白保のサンゴ礁、面積としたら、国立公園単独でそんな大きな国立公園とかいう大きなことはありませぬけれども、石垣島自身がサンゴ礁の塊のような島でございしますし、いろいろなリーフの形からもオニヒトデの被害なんかにも遭わなかったということ、あるいは、石垣島の中でも本当にきれいなサンゴ礁であり、またいろいろな生態系が見られる。地元の方が言えば、魚がわく海だというような言い方をしておりましたけれども、そういったところでもございします。また、WWFでしたか、世界自然保護基金の方の施設も、センターもつくつていただいて、私もちよつとそこも訪れさせていただきました。

環境省としてもいろいろな指定も考えているといったお話でございしますけれども、この白保のサンゴ礁の地域について、環境省としてのお取り組みを聞かせていただきたいと思ひます。

○小林政府参考人 サンゴ礁は、多様な生物の生息、生育の場所として、また豊かな生物資源の生産の場所としても大事でございしますし、自然と触れ合つて、シユノーケルや何かを楽しむ場所としても非常に大事な場所、高い価値を持っていると思ひます。

環境省としては、平成元年から四年にかけてまして緑の国勢調査をやりまして、平成十年に

はサンゴ礁のモニタリング調査をしたりしまして、その保護を図るためのいろいろな検討をしてございします。

このあたり、白保の周辺につきましては、御指摘のとおり、広い範囲にわたつて高密度なサンゴが分布しているというようなことでありますし、北半球最大と言われているアオサンゴの大群落も見られることでもございします。こういったサンゴ礁の地域の保全につきましては、現地石垣島に国際サンゴ礁モニタリングセンターという施設を環境省が設置しまして、アジア太平洋地域のサンゴ礁の保全に関する情報を収集したりしているところでございします。

御指摘の白保の海域の保護につきましては、現在西表国立公園というのがございまして、西表島の島と、それから西表島と石垣島の間の、かつては非常に立派なサンゴ礁があつた海域が現在指定されておりますが、その西表国立公園を拡張して白保の地域を編入したいということで、地元調整を図つて今いろいろ話し合ひを続けているところでございします。

○奥田委員 沖縄の方では、ここだけに限らず、いろいろ島の土地開発に伴つての赤土問題といった中で大きな自然が失われていっているところでもございします。ぜひとも、手おくれにならないうちに環境省としての強い見解を示して、そして地元も説得して動かすような姿を見せていただきたいとお願ひする次第でございます。

もう一つ海の話の方になりますけれども、行政評価局の指摘にもありました足摺宇和海国立公園のお話をひとつさせていただきます。こちらの方で、管理の中で大変、私は行ったことはないんですけれども、いろいろな資料を見させていたいただきたいというふうに思ひます。

そして、その中で問題視されましたのは、アカウミガメの産卵地があるといった中で、日本にも何カ所ありますけれども、そういった立ち入り規制みたいなことをしておるところとそうでない

ところと大きな差が出てきている。そしてまたこちらの方は、場所によりますけれども、公園内でも、立ち入り規制、車の乗り入れ規制という形になるかもしれないけれども、これが行われたところと行われていないところ、行われているところとはほかの国立公園でございすけれども、こちらの方では増加傾向が見られるけれども、今お話ししました国立公園の方では、約半減あるいは場所によっては一割になってしまっているという報告です。

何とか公園管理者としての対処をせよということだと思ひますけれども、こちらの方で、環境省の対応策といったものをお聞かせいただければと思います。

○小林政府参考人 御指摘のありました足摺宇和海国立公園の大岐海岸とそれから下ノ加江海岸というところのお話かと思ひます。

アカウミガメの上陸の数につきましては、平成の初めくらいまでは十五とか二十とか、そういうくらいの数が上がっていたんですが、それで降ちよつと減りまして、一けたの上陸ということとでございす。近年は十頭近くまでふえてきているというか、年によって大分変動がございす。当時よりは幾らかいいという程度でございすけれども、そういう傾向でございす。

減少してきた原因、幾つか考えられますが、砂浜が物理的に少なくなってきたり、それから、御指摘の車による光の害があつてウミガメが警戒して上がつてこなくなつたり、そのほかウミガメの回遊行動が変わつてきたりといういろいろな原因が考えられますが、現在、これだというのはつきりした知見というのが科学的にまだわからないというのも事実でございす。

ただ、車の乗り入れによる影響というののももちろん考えられるわけでございまして、行監の指摘をききと受けておまして、その必要を調べまして、車の乗り入れ規制地域の指定というのにも念頭に置いて、適切な対応をしてまいりたいと思ひております。

○奥田委員 こちらには地元の小学校だったかの子供たちも、生徒会から、カメを守るための看板なんかも出しているというふう聞いております。ぜひとも、そういった心ない形で一つの自然破壊に加担する方に対して、環境省としても、施設面での対応なども含めて検討いただきたいとお願ひする次第でございす。

もう一つ、沖縄の方で、先ほど木村議員からラムサール条約の話がありましたけれども、泡瀬干潟という干潟がございす。こちらはラムサール条約に指定されている漫湖以上の渡り鳥が息するところでもございすし、また、本当にやはりその命を生み出す活力といったものをすごく感じる場所でもございす。こちらの方がやはり地元の干拓計画といったものがあつて、今はどうなっているのか、凍結という形なのか中断という形なのかわかりませんが、やはり自然保護運動とぶつかつておる。

たしか昨年、藻場といひますか、ジュゴンのえさになるような藻があつて、その移植をできれば、干拓計画化、そういうことが進んでいくというふう聞いておりますけれども、現在の状況といったものをお聞かせいただければと思ひます。

○小林政府参考人 泡瀬干潟は自然公園などにはまだ指定されておませんが、先生御指摘のとおり、比較的大規模にまとまつた干潟でして、シギ・チドリ類などの渡来地としても沖縄では一番多いところとございすし、ジュゴンのえさ場になるような海藻類も大規模に生えているような大事な場所というふう認識してございす。

公有水面の埋め立ての手続の中で、環境庁としては関与はなかつたんですが、沖縄県が、希少種の保護対策、環境監視などについて環境保全に関する意見を述べてございす。

環境省としても、関係の沖縄県環境部局とも十分連絡をとりまして、必要な助言をしていきたくと思ひております。今後、事業者が、沖縄県から指摘された意見ののつた自然環境保全対策が

行われるかどうか、環境省としても注視してまいりたいと思ひております。

○奥田委員 私も建築屋上がりですので、すべての公共事業を否定したり、そういったことはございせんけれども、五十年ほど昔にさかのばれば、上高地をダムにしようとか、あるいは尾瀬の湿原を大きな貯水池として発電計画があつたというふうなことも聞いております。ぜひ、一世代二世代振り返つたときに、大きな過ちを犯してしまつたといふことのないように、本当に大切なところを守り抜くといった仕事をぜひ環境省に期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございしました。

○大石委員長 樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございす。きょうも質問のお時間をいただきました、本当にありがとうございます。

きょうは自然公園法につきましての議論ということでありますけれども、その前に、食品の安全ということと、ちよつとBSE関連、質問をさせていただきます。

農水省の方に、ちよつとききは冒頭、いわゆる肉骨粉の焼却が今おこなわれている、実は大変な事態になつております。これは一般質問のときにも環境委員会でも私大臣にお尋ねしたのであります、最新の状況でちよつと議論をさせていただきます。

それに当たりまして、冒頭で農水省さんから肉骨粉の焼却状況をお尋ねしたのであります、そのもと国会というのは国会議員同士の議論の場にしなくてはいけないという自由党の考え方、そして私の考え方もありまして、政府委員制度廃止にもなつて、今、副大臣として大臣政務官いらつしやるわけでありすけれども、農水省の方にお願ひをしたら、何か副大臣と政務官合計四名いらつしやるんだそうすけれども、のつびきない所用でどうしてもということでありすので、きょうは例外として局長さんにお越しいただいております。この肉骨粉の焼却状況、お尋ね

をいたしますが、御説明を詳しくいただきたいと思ひます。

その前に、きのう発表いたしましたけれども、食と農の再生プランということで、きょうの新聞各紙一面に掲載されておりますけれども、私もライフワークとして食の安全に取り組んでおりますので、その説明もちよつと冒頭いただきたいながら、ちよつとお話をいただきたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 先生の御指摘でございす。本来ならば副大臣、政務官から御答弁を申し上げるべきでございすけれども、やむを得ざる事情がございまして、私が代理として御答弁を申し上げます。お許しをお願いいたします。

まず最初に、昨日発表をいたしました食と農の再生プランでございす。

御高承のように、最近、消費者の食品安全に対する不安とかあるいは虚偽表示問題の多発によりまして、食品加工流通に対する不安が食卓を揺るがしているという事態に対応いたしまして、早急に食の安全と安心の確保に向けた農林水産行政の改革に真剣に取り組む上での設計図といたしまして、農林水産大臣のイニシアチブのもとに作成をしたものでございす。

その中身は、まず、重大なポイントといたしまして、消費者をパートナーと位置づけまして、一緒に政策をつくつていく、すなわち消費者に軸足を移した農林水産行政に転換をしていくということが柱になつておると思ひます。

そして、具体的には三つの柱から成つておりまして、一つが、何よりもまず食の安全と安心の確保に向けた改革に真剣に取り組むということで、消費者第一のフードシステムというものを確立していこう、それが第一点でございす。

第二点に、生産の面でも食を支える農の構造改革というものを加速化いたしまして、意欲ある経営体が躍進できる環境条件をつくる、これが第二点でございす。

第三点として、都市と農山漁村の共生、対流を進め、人と自然が共生する美の国づくりを進め

る。この三点を柱にするものでございまして、今後、本プランに対しまして国民の皆様方から忌憚のない御意見を寄せていただきながら、順次具体化をしていくことにしているところでございします。

次に、肉骨粉の話でございます。

私も、この問題、大変頭を痛めておりまして、先生御高承のとおり、昨年度に肉骨粉適正処分緊急対策事業というものを措置いたしました。肉骨粉の製造に係る製造経費と焼却費というものを全額国庫負担するというところで始めまして、十四年度も本事業を継続するというにいたしましたのでございます。

現在の状況でございます。三月二十九日現在、肉骨粉約十一万四千七百トンの在庫がございします。一日の状況を申し上げますと、一日に焼却が必要な肉骨粉が約九百トン生産をされております。これに対しまして、焼却量が、努力はしておりますのでございますけれども、七百十三トンというところでございます。一般焼却施設で約六百四十三トン、セメント工場で約七十三トンということでございます。現時点でも、一日当たり約百八十七トンの在庫が積み上がっているという状況にございます。

先生も御高承のとおり、これは一般焼却施設がほぼ私どもが計画している上限に近づきつつあるということで、あとセメント工場での焼却、これは現在一日当たり約七十トンなんですけれども、将来的には四百五十トンまで持っていきたいというふうに思っております。

今後の工程表といたしましては、梅雨入り前には一日当たり九百トンの生産量と焼却量が均衡するようにしたい。その後は、焼却量が生産量を上回って、順次現在在庫となっている肉骨粉の解消というものを図っていきたいというふうに考えております。

現在、副大臣、政務官が都道府県知事を順次訪問しております。四月十一日現在で十七道県を回っております。実は、本日も両政務官、東北地

方と中国地方の知事と、このことについてお願いをしておるところでございまして、肉骨粉の焼却について、政治主導で今後強力に働きかけをしていきたいということでございます。何とぞ御理解をお願いいたします。

〇樋高委員 どうもありがとうございます。

まず、食と農の再生プランにつきましては、特に中身の部分で、トレーサビリティのシステムを導入するという点、また、JAS法改正によつて食品の表示の信頼回復ということでありま

す。まことに結構なことではありますが、これがいわゆる中身の、本当にかけ声だけで終わらないように、まさしく食と農の再生プラン改め不再生プランにならないように、そもそもこれはトップダウンで決められたということでもありますけれども、トップダウンで決めるのに半年もかかるのかと私にはよく理解できないのでありますけれども、これは今大変な、食品の問題というのは、毎日口にするもの、お酒も一緒に口にする方もおりますから、どうか信頼回復に向けてきちっと中身のあるプランを策定していただきたいというふうに思っています。

この肉骨粉の焼却状況、要するに生産量に対して焼却量が追いついていないよということなのであります。しかも、この焼却が本格的に始まったのは去年の秋、そしてその数が、なかなか市町村の一般焼却施設もしくはセメント工場での焼却が進まなかったということで、累積をしております。いわゆる倉庫に十一万五千トン今保管をされている。しかも、それは国庫全額補助で、全額出します。予算定額制で一トン当たり月に二百三十六円もお支払いをしている。これは国民の血税であります。

要するに、廃棄物処理行政を所掌いたしますのは環境省でありますから、まさしくここで環境行政のおくれというのが指摘されているわけでありま

すけれども、私、これは大変な問題であるというふうに思います。そもそも、今、お話では梅雨入り前にはその均衡を図るということでありま

すけれども、今までの累積している、保管をしている部分があるわけですから、これはもう本当に大急ぎで対策を講じていかなくてはならない。なぜこれだけ焼却処理がおくれているのか、やはり原因があると思うんです。その部分も含めまして大臣にお尋ねをいたしたいのであります

が、焼却のおくれを環境省に責任があるというふうに私は思いますが、いかがお考えでしょうか。〇大木国務大臣 BSE問題というのは、基本的に国民の命にかかわる食品の問題でありますから、これは、もちろん内閣全体でその解決には努力しなきゃいかぬということで、そういう意味で環境省も責任があるぞと言われれば、私は、当然私も責任感を持って処理に当たりたいと思っておりますし、当たっておるつもりでございます。

ただ、正直申し上げますと、その肉骨粉、実は今まではむしろ肉骨粉を、商品と申しますか有価物と申しますか、そういう形で扱ってきたのが、今回のBSE問題の発生とともに、言うなれば一種の廃棄物ですか、廃棄物と言っていると思いがすが、廃棄物扱いになつてしまつて、それをどういうふう処理するかということでございます。その取り扱いが多少混乱しておつたということとは否定できないと思ひます。

しかし、先ほどのお話のとおり、それこそ農水省の方も一生懸命やつておられますし、私も農水省、農水大臣に私お目にかかると、いつもこの話は頼む頼むということ、頼むといひますか、私も一緒に内閣の一員としてやつておるわけですから、やつておるわけでございます。

それで、先ほどの数字、ある程度お話がありましてけれども、市町村の一般の焼却施設における処理ということで、これは私も地方公共団体へいろいろ強く要請をしている。それからもう一つは、先ほどもちょっとお話があつたと思ひますが、セメント工場における肉骨粉の再生利用認

定制度を活用して処理を推進するというところでやつておるわけでございます。

ということでありまして、農水省さんと協力して申しますか、むしろ小泉内閣全体として協力して推進をしてまいりたいと思つておりますので、そのように御理解をいただきたいと思つております。

〇樋高委員 このいわゆる肉骨粉につきましては、厳重に保管をしているということでありまして、けれども、十一万トン以上が日本全国に拡散をして保管されているわけです。もちろん、これは今全額補助されているわけですから、それを勝手に抜き出して飼料として入れたりすることはないでしょうけれども、ずっとそこにまだ物があるということとは、常に不安がいつまでも解消されないというところでありますから、こういうときこそ環境省がリーダーシップをとって、きちんと対応をすべきであるというふうに申し上げたいと思ひます。

それと、セメント工場全部で一日当たり最大焼却量四百五十トン可能であるんですけれども、まだいまだに七十トンしかセメント工場で焼却されていません。

この肉骨粉を焼却しました後、いわゆるカルシウムが残ります。それはセメントの原料となつております。そうしますと、以前も、記憶にある方おいでだと思いますけれども、セメントが海の砂を利用したことによつて強度が落ちたということで、ちよつと大変な社会問題にもなつたわけでありまして、今回、肉骨粉のセメント、高炉焼却によつてセメント塩分が増加をいたしまして、強度、品質の低下が問題でもあるというふうに思ひますが、いかがお考えでしょうか。

〇大木国務大臣 セメントに肉骨粉を使つたときにどういふことが起こるか、これは、ある程度科学的にきちつと調べて、影響あるのかないのかということでありまして、セメント工場での肉骨粉処理につきましては、セメント協会の方で、ヨーロッパでいろいろと前例があるようでござい

し、太平洋セメントによる、大分県津久見でしたか、工場があるので、そちらでもいろいろと燃焼実験が行われてきたところだというふうな理解をしております。

そこで、これらの知見を十分踏まえた上で、また、各工場においては他のセメント原料に対する肉骨粉量の割合をおおむね1%以下とするということ、日本工業規格、JISのセメント規格に合致するセメントを製造しているというふうな理解をしております。

したがって、現在、少なくとも私どもが得ておる資料では、肉骨粉のセメント焼却によつての、例えば海の砂のときに、コンクリート材料として使用したときのような非常に心配しなきゃならないような強度の低下というのは起こっていないというふうな理解をしております。

○樋高委員 セメントというのは、一回高速道路なり道路をつくったときに、それはずっと長年使われるわけでありまして、実際に何年か何十年か使ってみないとわからないという部分もあるのだそうでありまして。したがって、今回のBSEの対策、きちっとやらなくちゃいけないのも事実ですけども、そういったことも考えた上で、しっかりと監督をしていただきたいというふうに思います。

そもそもこのBSEの、肉骨粉の問題も含めまして、大臣、去年ですか、イギリスに行かれたということがありますから、まさしくBSEの問題によつて環境問題になってしまった、いわゆる焼却問題について環境問題になってしまったというぐらい大ごとでありますから、きちっと今後も責任を持って、BSE対策は、農水省、厚労省、そして環境省、この三省が責任があつて、まずきちっと最前線に対応しなくちゃいけないところであると思いますので、しっかりとお願いをいたしたいと思います。

それで、自然公園法なのでありますけれども、九五年には生物多様性国家戦略が策定をいたしました。そして今回は、先月、新生物多様性国家戦

略というのをまとめられたということでありまして、その七年前につくられた案が十分に効果を上げなかったという声も多いわけでありまして。だからこそ、今回、新しい案をつくったんだとは思いますが、今回、自然公園法の一部改正に当たつても、やはり原因を含めてきちっと検証すべきじゃないかというふうに思うのでありますが、いかがお考えになりますでしょうか。

〔委員長退席、奥田委員長代理着席〕

○大木国務大臣 一九九五年にせっかく国家戦略をつくったけれども、なかなか百点がつけられない、百点どころか、随分いろいろな問題があるなという御感想だと思ひます。

私も、ではこれをどうするんだということですが、けれども、前回もいろいろと国民の関心や理解を高めて多様な取り組みを促すということでやってきたわけでありまして、正直申し上げまして、まだまだ現在の日本の行政というのは、縦割り行政の問題もありまして、なかなか時間がかかると。あるいは、私はいつも同じこと、縦割りのほかに横割りと言っているんですけども、国と都道府県とか、あるいは市町村とか、現場でいろいろな問題がある場合には、そこら辺の意思疎通がなかなか十分に行われていないという弊があるというふうに思っておりますので、そういったことも十分にこれから、一口でこれから一生懸命やりますと言つても、すぐになかなかできないんですけれども、やはりそこが問題だということには意識しながら、今後は立派な戦略が行われるように、またひとつ努力をしてみたいというふうに考えております。

○樋高委員 きょう大臣には、いわゆる自然環境保全全体のビジョンについても伺いたいと思つておるものでありますけれども、ちよつと時間の関係上、またいずれの機会に質問させていただきたいと思ひます。

次にお尋ねをいたしたいのは、いわゆる生物多様性の保全というのは、当然人と自然との共生という観点から大切でありますけれども、今回の法

の施行に当たりまして、いわゆる生態系の状況、日本全土の自然環境の状況をそもそも環境省が十分把握し切れていないんじゃないかというふうにも私は思ひますし、懸念をいたしております。把握不足ではないかと思ひますが、その点についてまず一点、先ほど来議論が出ておりましたけれども、モニタリングなどを行ういわゆる人材養成が立ちおくれしているのではないかと。地域の方が一番地元の自然というのは知っているわけでありまして、そういう方々を長い年月かけて育てていかなきゃいけないという部分があると思ひますのでありますけれども、その部分、早急に対応すべきだと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○大木国務大臣 環境省の方で、自然環境保全基礎調査、いわゆる緑の国勢調査というのをやっていることは先方十分御存じだと思ひますが、これを実施いたしまして、我が国の自然環境に関する基礎的なデータというのをかなり多く蓄積しておりますので、私も実は全部見たわけじゃないんですけども、今後は、自然公園の管理運営に当たつても、こういったデータを十分に活用しなきゃいかぬ。

ただ、正直申し上げまして、こういったいろいろなデータがある、データがあるという話は、私もいろいろと報告は受けるんですけども、それじゃそれで十分かということになりますと、まだまだ日暮れて道遠しというふうな感じの部分もありますから、これはひとつ、実は中央環境審議会におきまして、自然公園のあり方についていろいろと議論を進めていただくということでございまして、その中で、人材養成といったものを含めた科学的データの収集、分析、あるいはそれをどうやってまた必要となる場合提供するかといったようなことにつきましても検討していただいておりますので、できるだけまたひとつそれが具体的な提言として出てくるように、私もとしても努力してまいりたいと思つております。

〔奥田委員長代理退席、委員長着席〕

○樋高委員 次に、普通地域と特別地域ということとで分かれておりますけれども、行為の禁止または制限というのは、今までの自然公園法の法体系の中でどの程度なされたのか。つまり、自然環境というものを環境省が十分に把握をしていないがゆえに、普通地域についての指定、自然公園法第二十條の第二項でありますけれども、そもそも何のために指定されているのかわからなくなつてきたという声も聞かれるわけでありまして。やはりきちんとした調査がなされていないからではないかという指摘もありますけれども、十分なモニタリング、情報収集、そして情報公開、きちつとできるようにしていただきたいということ、これを要望として申し上げたいと思ひます。

次に、保護のための規制の計画に関しましては、陸の部分と海の部分と二つに分かれます。今回の法改正によりまして、特別地域の行為の規制を行うということでありまして、これは陸についてであります。陸について規制をする。そうしたら、私単純に思うんですけども、その分海に行つてしまふんじゃないか。つまり、車とかタイヤとかごみ、土壌、投棄する場所が陸から海にそのまま移つてしまふんじゃないか。海の方もきちつと規制をしなくちゃいけない。つまり、海中公園地区という指定があるんだそうですけれども、こつちの海の方も規制をしないといけないんじゃないかと私は思ひますが、いかがお考えになりますか。

○大木国務大臣 今、海と陸というお話でありますけれども、動物ということ、あるいは動植物全体の問題になるのですけれども、特に動物について考えてみますと、海中のものにつきましては、海中公園地区においては、例えば熱帯魚など環境大臣の指定する動物の捕獲は規制されているというふうなことで、ある程度規制がある。そういう形での規制はある。それからまた、海中公園地区におきましては、やたらに埋め立てなどはできないという規制がありますし、特に海中公園の状況が非常に危機的な状況にあるというふうには考え

ておりません。

ただ、そう言ってしまうと、それじゃ大丈夫かということになるのですけれども、今おっしゃったように、陸の規制の強化の結果、海の方へ人がどこまでというふうに行くかというのは、これはまたしつかりと見きわめなきゃいかぬわけでありまして、もちろん季節的な傾向もあると思いますが、スキューバダイビングなどでどんどんと若い人が出かけていくというようなことを見えますと、これはやはり海中の景観や、それから今のもちろんな生物の多様性について支障が生じないようにということ、今後注意深く見守りながら、もし必要な管理ということが出てくれば、またひとつそういうことも考えなきゃいけないというふうに思っております。

○樋高委員 しつかりと監視をしていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど来議論が出ておりましたけれども、自然保護官についてであります。この自然保護官は、いわゆる国立公園内の管理事務所に駐在をするということで、レンジャーと呼ばれているんだそうでありまして、今は約二百十名ということでありまして、実は、同じように森を守るとい意味で、森林管理官という方がおいでです。これは、根拠法は森林法、いわゆる林野庁さんの方でありますけれども、こちらの方は人数が一千二百五十六人、一方で環境省の方の自然保護官が二百十名。

実は、法律を見ますと、いわゆる森林法よりも、はるかに自然公園の方が禁止規定、項目が多いんです。はるかに多い。しかも、このいわゆる森林管理官の方は、フォレストというんだそうでありまして、森林管理官さんの方はいわゆる林とか森だけ。一方で自然公園は、湖もあれば谷もあれば尾根もあれば、さまざまな景観があるわけでありまして、しかも国土全体の一四％というところが自然公園に指定されているわけでありまして。

なおかつ、そのいわゆる権限が、森林管理官の方は司法警察権を持っております。一方で自然保護官は司法警察権を持っておりませんので、そこで違反者がいても、注意をするか勧告だけで終わります。当然逮捕もできませんし事情聴取もできませんし書類送検もできないということでありまして、私は、将来的には、本場に環境を守るといことは、今いよいよ、本場に環境を守るか守らないかの時代の流れの中で瀬戸際にあると思っております。将来的には司法警察権も与えられいあつてもいいのではないかと。このぐらいドラチックにいろいろ改革をしていくべきじゃないかというふうにも私は自分の持論として考えたりもするのでありますが、この自然保護官、その効果を上げていくのにも含めまして、ちよつとお伺いをしたいと思います。

○大木国務大臣 自然保護官とそれから森林管理官の方、両方比較しての御質問でございましたけれども、やはり自然保護官なり森林管理官が必要になつてきたその歴史的な背景というのの多少違うんじゃないか。

森林管理官の場合は、やはり林野庁で、日本の森を守ると同時に、日本の林業というものをどういうふうにきちつと育てていくかということもあつて、そういった長い歴史をお持ちですから、今でも、今でもと言つては失礼ですが、そういう人のおられるわけでありまして、片や、我が自然保護官の方は、比較的歴史も短いというふうなことで、しかしだんだんにその仕事の内容も重くなつてまいりますので、これはひとつ人間をさらにふやしていただきたいということとは、これはもう毎々申し上げておるところでございますから、どうぞまた国会でのいろいろな御審議の場合にも御支持をいただきたいのですけれども、今言つたように、司法警察権を持っていないということも一つ私は問題だと思ひます。これからきちつと仕事をすることになれば、当然そういうことも考慮しなきゃいかぬということ

で、これは現実にある検討課題だというふうに認識をしております。

それから、実は実態といたしましては、森林管理官の方からかなりいろいろと、農水省とも御協力いただきまして、そういった方からのまた人員の異動というふうなことも少しずつはやつていただいておりますけれども、正直申し上げまして、自然保護官の方の立場からいへば、まだまだニーズに対応した十分な人数をなかなか確保し切れないというふうなこともあります。これはひとつ、今後仕事の内容の充実ということと一緒に、これからそういった人事の方の充実ということも努力してまいりたいというふうなことを考えております。

○樋高委員 人数の確保については、これは大臣の腕の見せどころでありますから、しつかりとお願いしたいと思ひます。

次に、政務官に二問続けてお尋ねをいたします。

今回の法の適用に当たりまして、いわゆる国立公園、もしくは都道府県立自然公園は当然でありますけれども、管理は各都道府県ごとであります。一方で、自然公園は、いわゆる県境を多くの場合はまたいでおりますので、その県境をまたぐ地域について、対応が異なつてしまふおそれもあるというふうにも懸念されております。このことについて、どのようにお考えになるかが一点。

あと、いわゆる利用調整区域の立ち入り制限ということでもありますけれども、その具体的な候補地。また、立ち入り制限と、一方で環境学習をしようということとは相反するわけでありまして、つまり、利用することと保護することとは相反することでもあるということと同じでありますけれども、この自然体験学習、例えばエコツアーですとか、村おこしとかいうことで人が入つていきませんが、相反することにつきまして、両立をしないといけないのですけれども、今後、無用の混乱を引き起こさないために、どこで線引きをするのか確認しておく必要があると思ひますけれども、いかががお考えでありますでしょうか。

○奥谷大臣政務官 国立公園につきましては、環境省が一元管理しておりますので、その差異はないと思ひます。

御指摘のように、いわゆる国立公園あるいは県立公園の問題でありますけれども、これは各都道府県が管理を自治事務として行つております。許可などの適用に当たっては、自然公園法施行規則等の全国一律で定めた基準に基づいて判断がなされております。また環境省においても、自然公園業務担当者会議等の場で、各都道府県が隣接都道府県と連携を十分とるようにお願いをしておるところでございます。その対応に差異は出ないものと考えております。

それから二点目の、利用調整地区の立ち入り制限に係る話でございますが、今、具体的な候補地として知床国立公園の知床半島の先端部を考へております。当該地区では現在、地元斜里町及び羅臼町において、公園利用と管理に關して何らかの利用者のコントロールが必要との意見が出されておる、地元の要望が出ております。

その他の地区につきましても、本法律案の成立後、都道府県など地元の見解を聞きつつ、対象候補地の選定を検討してまいりたいと思つております。

また、御指摘いただきました立ち入り調整地区の人数制限につきましては、生態系保全の観点から、科学データに基づいて適正に決定をすることとしたいと思つております。

また、利用調整地区の制度によりまして、将来にわたり持続的な利用が図られ、こういう制限をすることによつて、さらに深みのあるとか、すぐれた自然を体験していただいて、貴重な自然体験学習の機会になるものと考えております。

○樋高委員 大臣に伺ひます。

利用調整地区につきましては、いわゆる利用者数をコントロールする、制限しますよということでありまして、制限をすることによつて、かえつて入りたくなるのが人間の気持ちじやない

ですか。そこには貴重な自然があるということをむしろ公に広めるということは、逆にそこに入りたくなってくる。しかも、入り口が一つ玄関があるわけじゃないのです。日本全土の一四％が自然公園なわけでありまして、かえって立ち入ろうとする人が出てきてしまうのではないかと、それだけ価値があるということを外に広めるわけでありますから。このことについて、どのようにお考えですか。

○大木国務大臣 非常に立派な自然があるというところを一方においてPRしながら、同時に、やたら入ってきてもらっては困る、必要な入場制限もいたしますというのとは、まことに一見、相反したことになるわけですが、今政務官からお話がございましたように、せっかく国立公園と名を打ったような自然なら、そこどこにでもある自然ということではなくて、それだけ深い、本当に日本の誇りとなるような国立公園であり、自然であるというものはやはり維持しなければいかぬというようなことでありますから、そういったところでひとつ国民の方々に、利用すると同時に、入場制限の方は御理解願いたいというふうに言わざるを得ないと思うのです。

国民の方からいえば、せっかく国民全部の共有の財産だ、そういうお気持ちはあると思いますけれども、今申し上げましたように、同時に、その国立公園としての価値と申しますが、自然の価値というものは、やはりそれだけのレベルに維持したいということでもありますので、そういうふうな御理解をいただきながら、ひとつまたPRはしていきたいと思っております。

○樋高委員 立ち入り制限は、私は賛成、当たり前なことですけれども、要は、それをし切れるかというのを申し上げているわけでありまして、

要するに、不法に立ち入る人を防ぐためには、やはり物理的に限度もあるわけですね。やはりこれは、結局モラルの部分にも入り込んでしまうのではないかと。いわゆる国、地域を挙げて周知徹底をしていく、また自然環境保全のそもその重要

さをきちつと認識するように、国民の意識転換が欠かせないのではないかとというふうに私はまず申し上げておきたいと思えます。

次に、公園管理団体の指定につきましてであり

今回、民間団体もいわゆる公園管理団体に指定をしますよということでありましてけれども、結局、公益法人ばかりになってしまふのじゃないかというふうには私は懸念しています。もちろん、NGOさん、NPOさんも加わることもきつと視野に入っていると思えますけれども、結局、民間団体といえども公益法人ばかりになってしまつて、きちつとその地域の市民が参加する、例えば地域の団体なり、地域の住民の方々が中心になって、自然を守つていこうということで意識改革をしながら、意識転換をしながら、お互いにみんなで将来のために自然を守ろうよということではなくて、何か、公益法人にばかりどんどん仕事が行つてしまふような気もするわけでありましてけれども、いかがお考えになりますでしょうか。

○大木国務大臣 別に、公益法人だけだということとを言うつもりもないし、法律でそういうふうな決めようという気持ちは全くないわけでありま

いろいろな地域によつての事情もあると思いますけれども、NPO法人など、実際に、それぞれの地域に根差して適切な公園管理ができる、能力も実績もあるというような民間団体もありますから、そういった団体をできるだけ前向きにひとつ指定して、一緒に協力していただきたいというふう

うに思っております。

○樋高委員 この公園管理団体につきましては、いわゆる地元民間団体等を指定するというところで、例えばNGOさん、NPOさんということでありまして、それがただ単なる下請となつてはいけません。つまり、管理計画を立てるに当たつては、一緒に考えるところから、計画段階から参加

か。地域のことはその地域の人が一番よく知っているわけですね。また、問題もよく知つていられるわけです。ですから、そういう方々がきちつと計画の策定段階から入ることもすごく重要なことなのではないかと私は思いますけれども、いかがお考えになりますでしょうか。

○大木国務大臣 一言で申しますと、全くそのとおりだと思えます。しかし、全くそのとおりといつてはかたておくというわけではなくて、具体的にはまた中央環境審議会等々でも、自然公園のあり方の中で、そういったいろいろな団体との協力のあり方ということについてはさらに研究してまいりたいと思つておりますから、これはできるだけまたひとつ答えを早く出して、実際にそれを実施したいと思つております。

○樋高委員 最後に、これは今回の自然公園法の法律だけではないのでありますけれども、毎回の法律案には附帯決議というのがございます。この附帯決議によりましてそれぞれの各党のいろいろな主張が盛り込まれて、附帯決議を決議した後大臣が、その意向をよく尊重してという趣旨の答弁がありますけれども、よくその附帯決議の案文の中に、検討いたしますとか、定期的な点検をいたしますとか、情報提供に努めますとか、推進しますとか、十分反映をいたしますとかいうことを、立派な言葉がたくさん並ぶんですけれども、それはそれがどこからどこまでどのように行われて、その結果どうなつたかというのがなかなか見えてこない。

それは委員会が質問すればいいじゃないかという意見もあるかもしれませんけれども、そうではなくて、環境省は今数ある役所の中で、民間でどこか調査したんだそうだけれども、情報公開について一生懸命取り組んでいるところというところが上の方だったんだそうです。そういう環境省でありますから、この附帯決議でうたつたこともきちつと定期的に公表なり発表なり、例えばホームページという手もあると思えますし、

別にページでも構わないと思えますし、特に自然環境というのは常に永続するものでありますから、きちつと経過を、結果がどうであつたかということを明らかにする必要があるというふうに思えますけれども、大臣の御所見を伺いたいと思

○大木国務大臣 附帯決議でいろいろと御要望が出てくるというのは当然でありまして、ただ、附帯決議で出てくる御要望の中には、なかなか今すぐは環境省としてあるいは行政の全体としてできないので、しかし、中長期と言つて言い過ぎかもしれませんが、今後課題としてやれ、こういうのが多いと思えます。

したがって、もちろん私どもとしてはできたことはできるだけひとつ情報公開といひますか、むしろ役所のPRも含めてさせていただきたいと思ひますが、ただ、必ず定期的に国会のあるいはこの委員会の中で報告ということになりますと、また必ずしもできないことを余り口約束だけするといひませんので、そういうことは、できたものは今後も情報公開あるいは環境省としての仕事の御説明ということで、今おっしゃいましたホームページを含めて、できるだけ皆さん方にも報告するように努力をいたしたいと思つております。

○樋高委員 しつかりと努力をお願いしたいと思います。

本来は国会のシステムでやるべきでありますけれども、その経過措置として環境省さん御自身のアイデアと行動力でもって情報公開と申しましようか、附帯決議案、今までもたくさんさんの附帯決議がありますけれども、特に環境省管轄の法律には附帯決議が多いんだそうでありますから、群を抜いているんだそうでありますから、きちつと定期的に報告をするということをお願いを強くいたしうはありますがどうございました。

○大石委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時七分開議

○大石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。今回の改正案では、「国等の責務」に、「自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。」と明記をされました。生物の多様性の確保を明記したことは前進ですが、依然として、風景の構成要素として保護するという範囲にとどまっております。

生物多様性はそれ自体として重要なものであり、国立公園等において最重点で取り組むべき重要な課題だと考えます。しかし、現在の自然公園法は、風景地の保護と利用の増進を目的とするものであって、野生動植物やその生息、生育環境の保護は明確に位置づけられておりません。

ですから、特別地域や特別保護地区の指定などでの風致や景観の保護に関する各条文でも生物多様性の保護を明記することであるとか、公園計画や公園事業での規制または施設に関する規定のところに野生動植物の保護を盛り込むなど、生物多様性の保護の目的を徹底すべきではないかと思うのですが、環境大臣、いかがですか。

○大木国務大臣 これは立法技術上の問題というところとちよつと言ひ方があれかもしれませんが、第三條で生物の多様性の確保ということが第三條でちゃんと書いてありまして、言うなればこの第三條は、すべてのあとの個々のものについても、またそれをカバーしておるといふに私は理解しております。

もちろん、またそれをもう一遍、個々について生物多様性というのを改めて明記するということが

も一つのお考え方かもしれませんが、今のところ、ここにいろいろと内容があるわけでございますから、個々のものについて全部生物多様性というのをもう一遍書き直すということになりますと、そうすると逆に今度は、書いてないところはそれじゃ要らないのかというふうなこともなりますし、それは現実の問題ということで、自然公園法の中で、今少なくとも行政でいろいろやるという内容と、それから全体としての体制ということを考えますと、この第三條で書いたことによつて、一応その目的は達成されておるんじゃないか。

ただ、それはまた今後、この問題については特に生物多様性の問題等を考えながら、その措置をとるといふようなことが必要になればあれでございますが、現在のところ、これは第三條で全体の問題として書き込めばいいんじゃないかというふうに、ちよつと御意見は違ひますけれども、私もそのように考えております。

○藤木委員 確かに意見が違つております。

さらに、私は、昨年五月の当環境委員会で十和田八幡平国立公園十和田湖奥入瀬地域総合整備事業の問題を取り上げまして、地元の自然保護団体からの指摘や事業検討委員会での検討で、整備が取りやめられたり、規模が縮小された問題を指摘いたしました。そこで、環境省も、計画段階で地元住民や自然保護団体などの意見聴取をこなさなかったということ認めて、当時の川口大臣も、一部の事業で自然に十分適合していない点があったことは反省することが多いとして、計画に当たつて専門家、NGOの意見を聞いて質の高い自然公園の整備を進めていきたいと答弁しておられます。

しかし、自然公園等の整備に当たつては、昨年度の環境省が都道府県に通知をした自然公園等事業技術指針に基づいて現在も行われていますが、その技術指針の中で、基本計画の作成に当たつての計画調査で、「なお、特に配慮が必要なのは自然環境に立地する施設や社会的に注目度の高い

立地環境の施設については、整備に当たつて地元住民や自然保護団体等関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、調査項目選定段階から地元意見等に留意することが重要である」としていただかなければならぬ。この通知の内容だけでは、地元住民や自然保護団体等関係者の理解と協力を得るには全く不十分であらうと私は思ひます。

ですから、公園計画や公園事業を現地の実態に合ったものとするために、計画案を作成する場合に、その公園で実際に自然保護や管理に取り組んでいる人たちの意見を聞くことを義務づけることが必要であらうと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 地元住民や現場のそのことに詳しい自然保護団体等の意見を聞くことが大切だ、これは一般論として全くそのとおりだと思います。

これは、要するに、実際にいろいろな事業をする国であれあるいは都道府県であれがどの程度の情報をみずから持っているかということの関連になると思ひますが、例えば登山道や利用拠点の総合的な整備事業については、国なり都道府県なり、言うなれば事業者の方が情報が十分でないというふうなことも当然考えられますから、整備計画の策定の段階において、またいろいろとそういった地元の住民や山岳会やあるいは自然保護団体等の意見を聴取するというところで、これはそういうことにしたいというふうなことを考えておりますし、また、それから、ここに一つ例も書いてあるんですけど、例えば村落内の既存施設の改修というふうなことになる、これは地元で一番事情をよくわかつているわけですから、そういうところではまたひとつ意見をきちつと聞くというふうなふうにして、要するに、その現場の意見がよく反映するようにというふうな努力したいと思ひます。

○藤木委員 そう思つていらつしやるのであれば、やはり義務づけて、きちんと履行できるようにしていただきたいと思ひます。

にしたいだきたいと思ひます。次に、改正案の特別地域での許可行為の追加に関連をいたしまして、残土の集積で自然環境破壊の問題が起つておりますが、これについて伺いたいと思ひます。

瀬戸内海国立公園、兵庫県赤穂市尾崎という地域で、果樹園造成のための土地造成が行われております。土地造成地進入路のゲートを設置しているところ、これが第三種特別地域でありまして、山林地二千八十一・五九平米の場所に六千九百四十立米の客土をしていっております。また、この地域は普通地域となつております。また、この地域は、兵庫県風致地区内における建築等の規制に関する条例で風致地区に指定されております。ですから、土地造成を行う事業者は、自然公園法に基づく環境省の許可及び届け出、そして兵庫県の条例に基づく許可が当然必要です。

そこで、この土地造成者は、兵庫県の条例に基づく許可を二〇〇一年四月十七日にとりまして、十二月の十二日まで二百四十日間という工事期間となりました。そして、この業者は五月二十日から工事を始めたのですけれども、六月七日に環境省神戸自然保護官に自然公園法違反を発見されまして、工事中止を指示されたとともに、許可の申請及び届け出を行うように指導されます。そこで、この業者は、六月二十七日に申請及び届け出を提出いたします。

ところが、この申請及び届け出の処理の完了前に土地造成などを着手するという違反行為を行ったことがまたしても発覚して、七月二十四日には再び行為の中止指示とともに口頭による注意指導を受けることとなります。しかし、その行為を中止するまでに、既に建設残土を三千六百六十立米投入して土地の形状を変更し、道路に進入防止をくを設置してあります。

そこで、このたび重なる業者の違反行為に対処して、自然公園法上どのような措置を業者にとつたのか。その措置の内容だけお答えをいただきたいと思ひます。

○小林政府参考人 違反を発見した日、六月七日、先生御指摘のとおりでございます。

それで、七月二十四日に県と赤穂市とともに現地の管理官、自然保護官が現地調査をいたしました。これに對しまして、現地調査の結果を踏まえて対応いたしました。

中身は、その場所が主要な展望地点から望みされる場所でないという点、それから、果樹園の造成のための土地の形状変更、土地造成ですので、造成後は果樹が植栽され緑化されるという判断のもとにありました。それから、周辺の二帯は二次林の地域でございます。果樹園となった場合には周辺の風景と比較して著しい支障はない、こういうような判断をいたしまして、八月二十四日に始末書を提出させ、違反者の反省の状況から見て、風景の判断から見ても、現状回復命令をするまでには至らないという判断で嚴重注意文書を手渡した、こういうことになっております。

○藤本委員 私はその措置の中身だけを伺ったんですが、結局始末書をおとりになって、嚴重文書注意をした。今局長が答弁されたように、本違反は軽微なものであり、申請者が法に従って手続をとれば許可相当の行為であると思われる、したがって、違反行為者から始末書を提出させ、指導文書により嚴重注意すること、こういうことをなさったわけですね。しかし、少なくともこの地域は国立公園の中でありまして、兵庫県の第一種の風致地区に指定されているということを忘れてもたつては困ると思うんですね。

そこで、この業者は八月二十四日に山陽四国地区自然保護事務所長に始末書を提出して、九月四日に同事務所長から注意書が交付されております。私は、このたび重要な違反行為に對するこうした自然公園法上の安易な措置というのが、今回の違反行為による自然環境破壊を助長させたのではないかというふうに思うわけです。そのことをまず指摘しておきたいと思ひます。

さらに、さきに挙げました九月四日の事務所長の注意書では、「なお、今後の工事部分について

は平成十三年八月二十四日付けで提出のあった始末書のとおり、許可申請に添付書類を添え、神戸自然保護官を經由し、山陽四国地区自然保護事務所長に提出報告すること」としてありまして、既に行った土地造成などを除いて、つまりそれ以外の残りの部分の許可申請及び届け出の提出を求めているんです。こういうことになりましたと、既にもう手をつけてしまったところは、やり得ということになるんじゃないですか、もう現状回復も何もさせないわけですから。

それでは、既に土地の形状が変更された部分の面積はどのくらいあつて、新たに届け出を受理した計画面積はどのくらいか。承諾をした地権者の人数と面積はどうなっているか、それぞれ数字を挙げてお答えをいただきたいと思ひます。

○小林政府参考人 法律違反に關しましては、新たな許可を出すというわけにいきませんので、呼びつけまして、嚴重に注意をし、今後そういうことのないようにするという処分でございます。

今お尋ねの面積の観点でございますが、違反をした一期の工事といひますが、それが千五百七十七平米、約千平米、それから、二期工事といひます。後で申請書が出てきたものが二千八十一平米、約二千平米、合わせて三千平米ほどのことになると思ひます。

それから、その土地の所有者の關係ですけれども、その周辺を、形状変更の行われようとしている土地を含めまして、それを全体として、五人の地権者の方がいらつしやるようで、合わせて五千七百三十三平米というふうに承知しております。

○藤本委員 ですから、その土地造成全体の面積のうち三分の一が既に形状変更されているということなんです。注意書だけで一件落着くというのは、到底私は納得できませんね。

地権者の状況につきましましてはよく把握してないということのようですね。環境四許第七二九号という行為許可申請のチェックシートの特記事項のところには、土地所有状況で、地権者あり（承諾）と記されております。ですから、よく

知らないということでは済まされません。

実際の地権者は、一部分割されてますけれども、実質上四名です。原野、山林、宅地など、一万一千七百八十九平米を所有しておられます。このうちの二人は九九年一月十日に承諾したという文書がありまして、もう一人の方はその月の十八日に承諾したという文書がございます。もう一人は昨年九月八日に承諾したという文書がございます。

ところが、そのほかに全く承諾書を書いていない地権者の土地が一千平米以上含まれております。その土地は、計画地のちょうど中央部に位置しております。自然公園法違反で一件落着いた区域にも入っておりますし、残りの届け出区域にも入っております。

この事実を兵庫県は去年七月ごろに知りまして、七月の二十四日には、県と赤穂市と環境省神戸自然保護官事務所の三者が合同で現地をパトロールもしております。

ですから、去年七月の二十四日時点で、自然公園法違反の区域も、そして残りの計画地にも未同意の地権者の土地があることを承知していたにもかかわらず、それでは、九月四日に自然公園法違反を注意書だけで済ませて、残りの届け出を出すように求める、これではとても納得がいきませんけれども、どうなんですか。

○小林政府参考人 七月二十四日に、現地の自然保護官が、兵庫県の出先の職員、赤穂市の担当職員と合同で土地の形状変更違反に係る調査を行ったのは先生御指摘のとおりでございますけれども、その時点で、県からは、この土地所有者の話、何のあれもございせんので、私どもとしては、九月四日の時点では、さきにお答えしたとおり、風景の保護上、支障が小さいという観点から、現状回復の必要はないという判断をいたしまして、嚴重注意処分にした、こういうことでございます。

○藤本委員 十二月になって、地権者の承諾を得ていない土地は、既に違反行為によって造成済み

の場所であつて、届け出の対象外であることが判明したという話があつたと言ひますけれども、それこそ、それでは業者の虚偽の報告をうのみにしたということになるんじゃないですか。それでも、七月から九月の時点で未同意の地権者がいることを知らなかったというふうに今言われましても、それは到底考えられせん。

また、県から未同意の件を聞いていなかったというのも通用いたしません。承諾しているかどうかは地権者と業者の關係のことで、自然公園法での上記上、問題がないかのように今も言われましたけれども、到底納得のいかないことですよ。

兵庫県は業者に地権者から承諾書をとるよう指導しましたけれども、承諾をとらないまま、建設残土を搬入いたしました。ですから、兵庫県は、未同意の区域の現状回復と、その区域を除いた部分の計画変更を求めております。

自然公園法の手続で地権者との同意まで義務づけしていないように答弁をされておりますけれども、いずれにしても、形状が変更できない土地ですよ。やつてもよろしいと持ち主が言っていないのに、勝手に何でもやつていいかという、できないんじゃないですか、そんなことは。自然公園法以前の問題です。その土地を変更したわけですよ。さらに、形状変更できない土地を計画地域内に含めて届け出を出しているわけですよ。承諾も受けていないのに、計画書を出しているわけですよ。それを環境省が受理しているわけですからね。

そうしますと、形状変更したことが違反行為であるとともに、受理した届け出書そのものが形状変更できない行為を知りながら作成されたものであつて、本来、受理してはならない書類だったわけですよ。

ですから、形状変更の行為ができない区域の変更について、変更の趣旨及び理由を記載した変更計画書の提出を業者に求め、それを実現するまでは、その間は工事を中止するように指示すべきだと思ひますが、いかがですか。

○小林政府参考人 先ほども申し上げましたように、第一期目の違反工事だった部分ですけれども、そこについては、土地の所有関係について、特段何か問題があるというふうに認識はしておりませんでした。

それから、第二期工事分ですけれども、これに關しましては、昨年ですけれども、十二月の十七日付で書類が提出されておりました、そこには、県の条例に基づく許可証の写し、それから土地所有者の承諾書の写し、それがついておりましたので、問題はないというふうに判断をしておりました。

○藤木委員 形状を変更してはならない、その行為ができない区域も含めた計画の届け出書の受理は、到底納得できないんです。端的に言うと、虚偽の届け出書を環境省が認めたということになるわけですよね。判明以前は、もちろん知らない間はともかくとして、それを知った後では受理を取り消す。現在ではもう御存じなんですよ。今は御存じなんですから、計画の変更を命ずるべきです。さらに、昨年九月に、九九年一月に承諾したと言われる三名の方が、上記承諾書が私が署名捺印した原本と住所、代表者氏名も相違しますと訴えております。その三人の所有面積は合わせて八千五百五十六平米で、全体面積の七・六％に当たりますが、この三人の地権者が、今環境省の許可を得て土地造成を行っている業者に、造成埋立てを同意していないと訴えているわけです。

ですから、こういう状況が去年の九月時点で起きていたにもかかわらず、去年の十二月十七日に、今おっしゃいましたけれども、環境省は業者の特別地域内工作物の新築許可申請書及び普通地域内土地の形状変更届け出の提出を受理したということになるんじゃないですか。

○小林政府参考人 日時の関係、もう少し整理して申し上げますと、十二月十七日に申請書類が出てきて、そこでは土地所有者の同意書の写しが入っておりまして、翌年、ことしですけれども、一月の九日に許可が最終的に終わっている。私ども

もが県から土地所有、土地使用承諾について問題があるんじゃないかということを通報を受けましたのが、その許可の後の一月二十五日でございますので、私も私としては、その許可ということについて、土地所有者の承諾書があるものというふうに理解をしておりました。

それからもう一点の御質問ですけれども、土地の承諾が得られていないのに許可するのはおかしいんじゃないかという御質問もあつたと思うんですが、自然公園法におきましては、許可、届け出において、その判断、許可するかしないかの判断については、その土地の所有者のいかんとか、そういうことを判断するわけではありません。

そしてまた、自然公園法の二十条に書かれているんですが、普通地域なんかでもそうなんです。大臣が原状回復命令をするのは、その風景を保護するために必要と認めるときであつて、その風景を保護するために必要限度において必要な措置を命ずることができるということ、私も私としては、やつてしまった行為はおかしい、それから、何か虚偽の申請があつても、それは土地所有者の承諾というのは風景判断に左右されませんから、そういう中で判断をしてきた、風景がどうなるかということで自然公園法の許可とか届け出とかというのを処理するというところでございませう。

○藤木委員 それはやはりおかしいですよ。承諾書が偽造されたことが明らかになっているのにもかかわらず、その事態を知らなかったということではないんですね。

去年の九月四日付の、事務所長から自然保護局長へ「自然公園法違反行為について」という報告が出されていますけれども、その他参考となるべき事項といたしまして、市道末広開拓線始点に設置している一般車進入防止さくは、道路管理者である赤穂市の許可を得て施行していたものとか、兵庫県、赤穂市によると、土地の形状変更の使用している埋立土壌は、環境基本法に基づく土壌の

環境基準に適合しているとか、本件行為は、兵庫県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき許可されているなどということが列記されております。

これらの事項は、すべて八月二十八日に神戸自然保護官が起案をして事務所長に報告をしたものであります。当然、地権者からの訴えで、九月段階で兵庫県当局は知っておりましたので、仕事熱心な神戸の自然保護官が知らなかったとはとても思えません。

さらに、さきに挙げましたように、事務所長からの自然保護局長への報告では、違反行為の概要として、普通地域の山林に建設残土を活用して、果樹園に造成すると記述していますけれども、偽造を訴えた地権者が承諾した際の業者との念書には何と書いてあるか。「甲（業者）は造成に關しては、建築残土は絶対にいれない。搬入土は役所指定の掘削残土とし、他の混入を認めたときは直ちに搬入を止める（産業廃棄物等は絶対にいれない）」などと約束をしているわけなんです。にもかかわらず、建設残土を土地造成に大阪方面から運び込んできております。

ですから、十分に土地所有の状況を審査しないで、悪質な業者の申請をうのみにして届け出を受理し、工作物を許可したと言われても、これは仕方がないんじゃないやありませんか。自然公園法にはそこまで求められていないからということを理由にして、それをうのみにしたという事実はそのとおりじゃないんですか。

○小林政府参考人 ちょっと頭が混乱をしていますが、まず第一点目の、土地所有者の承諾を得ていたが得ていなかったかということに関しては、参考資料として私どもは提出させて、いろいろ事情を聞いたと思いますので、申請書の虚偽というふうには当たっていないかと思えます。正しいことではないと思いますが、まずそういうことです。

それから、今回の申請につきましては、果樹園を造成する、こういう目的でございますので、その土地をどこから持ってくるかということに關してまでは承知していない状況で、その土地の風景がどうなるか、果樹園を造成した後はどうなるか、こういうことについて判断をしたということでございます。

○藤木委員 全くそれは言いわけを次から次へ重ねていくだけですね。肝心なことは兵庫県からも聞いていなかったとか、今度は、今おっしゃっていることではないかと、兵庫県が条例に基づいて許可しているから問題はないと安易に考えていらしたんじゃないですか。そういう姿勢というのは、自然公園法上の許可を与える環境省の責任はどこにもないんだということに等しいじゃないですか。しかも、その届け出の受理や許可が結果として尾崎地区の自然環境破壊に手をかすことになっているとしたら、環境省としては大変な問題です。この土地所有者の状況を十分に審査しないで安易に許可した環境省の責任を第二番目の問題として指摘しておきたいと思えます。

さらに、偽造を訴えた地権者が承諾をした際の業者との念書に、「甲（業者）は造成に關しては、建築残土は絶対にいれない。搬入土は役所指定の掘削残土とし、他の混入を認めたときは直ちに搬入を止める（産業廃棄物等は絶対にいれない）」などと約束をしているにもかかわらず、建設残土を土地造成に大阪方面から運び込んできているという問題です。

九月四日の事務所長からの自然保護局長への報告では、兵庫県、赤穂市によると、土地の形状変更には使用している埋立土壌は、環境基本法に基づく土壌の環境基準に適合している、また、住民の埋立土壌の質に対する不安の訴えが兵庫県にあることが、これに対しては、良質土壌であることとか、兵庫県、赤穂市が住民の理解を得るべく努力しているといったしまして、業者の自然公園法違反は注意処分とし、新たな届け出を受理しております。

しかし、私も実際に搬入現場の建設残土を見てまいりました。明らかにこれは産業廃棄物と思わ

れるものが至るところにありまして、ごみだとか汚泥のような全く違った色のそういった土砂が運び込まれているのは実態でよくわかりました。ですから、とても良質の土壌とは言えるものではありません。周辺の住民からは、雨が降ったら水路を土砂が流れてくるとか悪臭がするとか、こういった苦情を私は伺ってまいりました。

ですから、自然公園法上は、産業廃棄物での形状変更の行為は認めておりません。ですから、立入検査を即刻行って、届け出どおりの良質の土壌が搬入されているかどうか確認をすべきではないでしょうか。いかがですか。

○小林政府参考人 土壌の質云々の話は、土地所有者と事業者との話し合いの中でどういうふうになつていったか、私どもとしては全く存じません。それから、産業廃棄物、汚泥ではないかという御指摘ですが、この土地に運び込まれている土砂につきましては、兵庫県によって調査が行われまして、産業廃棄物ではないとの判断がされていると聞いております。

○藤木委員 兵庫県がそう言っているから間違いないというふうにおっしゃるんですか。私は実際に見てきたんですよ。では、私がうそをついているというふうにおっしゃっているわけですね。

○小林政府参考人 そういうことではございませんで、産業廃棄物かどうかを判断するのは、その所管を担当している兵庫県が御判断をされるというのを申し上げました。

○藤木委員 では、事実と違う報告が出ていても、それはその報告のとおり受けとめられるということですね。

○小林政府参考人 私どもが承知している事実というのは、果樹園を造成するため、果樹園にするために土地を、土を、土石を搬入してその土地の形状を変更するという事で、土の質がどうだとかこうだかということについては、私どもとしても、申請書の中身ではないというふうに判断しております。

○藤木委員 現場をやはりきちんと環境省の責任

でござんになることを私はぜひやっていただきたいというふうに思います。県と一緒に行かれたらどうですか。兵庫県と一緒に行かれたらいかがですか。

○小林政府参考人 前にも御説明しましたように、県とも赤穂市とも一緒に現地調査もしておりますし、今後必要が出てくれば、一緒に行きたいと思っております。

○藤木委員 今後必要が出ればとおっしゃいますけれども、実際に現在捨てられているわけですよ。私は見てまいりましたのですから。

○大木国務大臣 これも、現場でどういう土が搬入されたのか、それをどう判断するかという問題で、事実の判断で、今、藤木議員のお話とどう御判断と兵庫県から私どもがもっている情報とが食い違っていますから、どうして食い違っているかについては、私の方でも兵庫県に一遍照会をしてみます。どういうことで彼らの方は藤木議員とは違った判断をしているかということについては、私の責任で照会をいたします。

○藤木委員 照会をされてもう一回だまされることとがないようにお願いいたします。

搬入された建設残土の状態というのは、段々畑の果樹園とするという届け出をした形状変更の図面とは全く大きく異なっております。山の谷間は埋め尽くされておりました。ですから、兵庫県から業者に対して、土砂が流失しない安定勾配でのり面を構築し、排水路等を整備することをことしの一月二十二日の時点で指導されるという状態でした。

さらに、環境省が第三種特別地域に許可した工作物の新築について、去年の九月四日の事務所長からの自然保護局長への報告では、市道末広開拓線始点に設置している一般車進入防止さくは、道路管理者である赤穂市の許可を得て施行していたものとしております。しかし、赤穂市が許可をしていたものは、簡易な持ち運びのできる進入防止さくのごときでございまして、業者が新築した門柱のような進入防止さくを許可したのではないと

言っております。ところが、この赤穂市の措置を根拠にして、環境省は、業者がさくを設置した件について、自然公園法違反で注意処分とし、新たな申請をことし一月九日に許可しております。

ですから、環境省の工作物の新築許可が、道路管理者である赤穂市の許可行為に適合しているのかどうか、これは調査が必要だと思いますね。適合していなければ、これは撤去も含めて是正を業者に指導すべきではないでしょうか。いかがですか。

○小林政府参考人 自然公園法上、ことし一月の九日に許可した入り口の進入ゲートにつきましては、申請どおりのものができているという報告を受けています。

それから、今お尋ねの、赤穂市が道路の占用許可を出した件につきましては、本件について赤穂市が指導中というふう聞いております。

他の法令の状況に関しては、私どもではなくて赤穂市が適切に対処するものと思っております。

○藤木委員 それはおかしいですよ。赤穂市が許可していないものを環境省が認めた、そのためにできた建造物について赤穂市がなぜ指導しなければいけないのですか。そんなことを押しつけてはいけません。

実際、現場では、一般車の進入をとめておりますから、市道末広開拓線は業者の車だけが行きかうわけですね。建設残土の搬入で、一部の境界はわからなくなっておりますし、路肩が崩れたりしております。

さらに、兵庫県が条例に基づいて風致地区内における土地の開墾それから木竹の伐採許可を与えた工事期間は、さきに挙げましたように去年の四月十七日から十二月の十二日までです。ですから、兵庫県西播磨農林局長名で、ことしの一月二十二日にこの業者に対して、今後同区域内の造成行為は、改めて風致の許可を得てから着手することという通知を出しております。もう工事切れでありますね。

ところが、環境省は、十二月の十七日、それが

切れてから、普通地域内の土地の形状変更届け出を受理して、ことし一月九日に特別地域内の工作物の新築を許可するというのをやっているわけです。常識的に言いますと、届け出を受理する場合に、先行して許可している兵庫県の工事期間を考慮して、許可が有効なのかどうか確認して受理するのが普通ではないんですか。ですから、兵庫県が許可した工事期間が過ぎているにもかかわらず、どうして環境省は届け出を受理し、新築を許可したのですか。いかがですか。

○小林政府参考人 お言葉を返すようですが、法律なり条例なりはそれぞれが目的を持ってやっております。自然公園法については、風景の保護という観点で判断をする。その判断は、標準処理期間三十日とかといううなぎと決まりがあつて、その中で判断せざるを得ないということでございます。道路の占用許可というのは、また道路管理者としての必要からやる。やはりそれぞれの判断があつてもよいのではないかと思っております。

それからもう一つは、風致地区に関する条例の許可期限が過ぎていたということを御指摘でございすけれども、そもそも、この許可期限が過ぎているかどうかというのは自然公園法の判断するところではございませんけれども、申請者が自然公園法で当方に提出してきた許可証には、その許可期限に関する記述がなかったということであり

ます。

○藤木委員 それが大変な事態を引き起こすことになつていくわけですね。兵庫県の許可証には許可期限に係る記述はないと今おっしゃいましたけれども、兵庫県からも特段の情報も得ていなかったようなこととおっしゃっていますけれども、一月二十五日の中止勧告も、許可の期限切れではないんですか。地権者の合意がないからだ、そのための勧告書だというふうなお考えなんですか。兵庫県の条例の附帯条件に許可期限が明記されております。ちゃんと書かれておりますよ。中止勧告も、行為の期間も終了していますのでと明

記されております。私も直接県当局に問いだしてまいりましたけれども、そこは明確でございました。

また、これは最後に大臣に伺いたいと思うのですが、山陽四国地区自然保護事務所長からの自然保護局長への報告でも、本件行為は兵庫県の自然保護地区内における建築等の規制に関する条例に基づき許可されていると明記しているわけですので、許可を受けた工事期間を知らなかったなどの言いわけは到底納得できないことなんです。ここに全部書類一式そろってありますけれども、目を通していただければわかると思います。だから、もしそれだったら見落としていたのか。ですが、工事期間切れを知りながら受理や許可をしたというのであれば一層責任が重いということになります。

兵庫県は、去年九月段階で地権者の一部から承諾書の偽造を訴えられておりましたので、この業者が環境省から届け出を受理された翌日の十二月十八日に工事再開の届け出があった際に、再開の届け出受理に当たり既許可の工事期間延長はできない、このように口頭で伝えていたというふうになっております。にもかかわらず、この業者は、環境省の許可をにじみの御旗にして、ことし一月十七日に工事を再開してしまわれました。

ですから、当然兵庫県は、先ほど挙げましたように、西播磨県民局長の通知を一月二十二日に業者に出して、そして一月二十五日には局長名で、一部の土地所有者の同意が得られないことを違反理由に勧告書を業者に出したわけです。この勧告書では、「あなたが下記の場所において現在土砂を搬入している行為は、風致地区内における建築等の規制に関する条例第二項の規定に違反し、行為の期間も終了していますので、直ちに行為を中止するよう勧告します」ということになっています。ところが業者の方は、それは条例じゃないか、法律が許可したんだ、環境省が法律で許可したんだ、自然公園法で許可したんだ、それがにじみの御旗になって、この中止勧告はあったにも

かわらず、環境省の許可をまさに盾にとつて、現在も大量の建設残土が搬入されているというのが実態です。

ですから、環境省の安易な許可等が、特別地区を含む自然公園や第一種の風致地区の環境と景観を破壊する違法な業者に手をかしているというだけではないで、土地所有者の権利の侵害にも手をかしているということになるんじゃないかと思うのです。

環境省は、これまでの許可行為を改めて、今は全部わかったわけですから、実態関係をつかめていくわけですから、現状回復など業者を厳しく指導すべきだと思うのですが、大臣、最後にお答えください。

○大木国務大臣 法律問題と、それから事実の確認の問題と、二つあると思うのです。今のうちに、業者の方が、環境省の方で法律でオーケーと言ったんだから条例の方はどうなるということとは関係ないよというように、それはちょっと私は法解釈の問題としては正確じゃないと思いますけれども、しかし、事実の方の確認は、一体どういう許可書があったのか、なかなかたの、日付があつたのかなかつたのか、いろいろ先ほどから先生の方の情報とこちらの方で持っている情報と少し食い違っているところもあるようでございますから、その点につきましましてはきちっと調べさせていただきます。

○藤木委員 終わります。

○大石委員長 金子哲夫君。

○金子(哲)委員 社会民主党・市民連合の金子で自然公園法の一部改正にかかわって、幾つか質問をさせていただきたいと思つています。

今回の法改正で、従来の景観保全ということから、生態系を保全、保護するためにということとで、一定の新しい定義が出てまいりましたけれども、全体にこの間、新生物多様性国家戦略であるとか「環の国」づくりとか、さまざまなところでこの生物の保護ということが言われておりますけれども、個別法ではそれなりにいろいろこの問題について法改正の中で取り上げられていると思つておりますけれども、私は、個別法だけでは、全体としてこの生物の、生態系の保全、保護を進めていくということには無理があるというよりも、どうしても不十分な点があるというふうに出ております。

動物を含む野生生物の保護や、生態系をきちりと守っていくために、また保護していくためには、また再生をしていくためには、基本的に総合的なものをやはりきつちりとつくっていく。確かに、さまざまな計画など、基本計画などありますけれども、法律的にはやはりきつちりと整備をしていく必要があるのではないかとこのように思つておりますけれども、まず、その点についてお伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 今度の自然公園法の中でも、生物の多様性というものを国の責務として改めて確認させていただいたということでありまして、生物の多様性あるいは人間といういろいろな生物との、特に野生生物でありますけれども、共生という関係というものはまだ非常に、最近やこういう行政の中でもどういう対応をしようかということでも生まれてきて、比較的歴史が浅いと申しますか、問題でありますから、実は政府の方として、しかし、浅いといつていつまでもはかつておくわけじゃなくて、だんだんにひとつ充実させていくということでございます。先般、三月二十七日でございますが、地球環境保全関係関係関係会議ということで、新生物多様性国家戦略というふうなことを決めていただまして、それからそれをやっていくところでありまして、それから、これは実は国会といいますが、関係の政党、とりあえず私どもの承知しておりますのは、与党の方で各議員が中心になりまして、自然再生の推進のための法制度、これは議員立法ということとで今御検討中でありまして、そういうものも動いておりますので、そういうこととで、だんだんに整備はしていく、こういう体制にあると思つております。

ただ、今政府の方ですぐに自然再生保護法というふうなものを、自然再生法あるいは自然保護法というふうなものを、総合的なといいますか、新しい法律として今すぐにつくるということは、政府の方では今予定はしてありません。

○金子(哲)委員 いろいろ見てみますと、例えば環境基本法とか環境基本計画の中に実はうたわれてはいるのですよ、そのことは。しかし、今やはり自然系というものが崩れていく、そしてそれを今以上に叫ばなければならぬことになつてきているのです。

その点について、そもそもそういうものは、言葉の上では、実は私もこの質問をする前に、環境基本法とか基本計画を見ますと、例えば環境基本法の中でも明確にそういう趣旨がうたわれているように思つたのです。十四条の中には、「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然の社会的条件に応じて体系的に保全されること。」などということ、今までも十分やられてきたと思うのですが、それがなぜ今までできなかったとお考えなんでしょうか。

○大木国務大臣 この生物の多様性と申します問題、先ほどから、行政といいますが、あるいは政治と言つてもいいかもしれませんが、中で取り上げられてからまだ比較的に時間も短い。というのは、やはり私、行政の中でいろいろ措置を進めるといふことになれば、それが現実、一般論としては結構だけれども、実際にどういふことをやったら効果があるのか。ただお経だけ書いていけないうのは、むしろ議員の方の御質問にもありましたけれども、ただ抽象的に書いて、それ以上のことができないということでは、それをまた新たに法律にするといつてもなかなか意味が少ないわけでありまして、やはりある程度、行政でどういふことをやるのが必要なのか、あるいは

とで、だんだんに整備はしていく、こういう体制にあると思つております。

○大木国務大臣 今度の自然公園法の中でも、生物の多様性というものを国の責務として改めて確認させていただいたということでありまして、生物の多様性あるいは人間といういろいろな生物との、特に野生生物でありますけれども、共生という関係というものはまだ非常に、最近やこういう行政の中でもどういう対応をしようかということでも生まれてきて、比較的歴史が浅いと申しますか、問題でありますから、実は政府の方として、しかし、浅いといつていつまでもはかつておくわけじゃなくて、だんだんにひとつ充実させていくということでございます。先般、三月二十七日でございますが、地球環境保全関係関係関係会議ということで、新生物多様性国家戦略というふうなことを決めていただまして、それからそれをやっていくところでありまして、それから、これは実は国会といいますが、関係の政党、とりあえず私どもの承知しておりますのは、与党の方で各議員が中心になりまして、自然再生の推進のための法制度、これは議員立法ということとで今御検討中でありまして、そういうものも動いておりますので、そういうこととで、だんだんに整備はしていく、こういう体制にあると思つております。

緊急性があるのか、あるいはいろいろなものをするうちに優先度があるのか、そういうたようなことも考えながらやらなきゃいけないということかかりますと、少なくとも、行政府の中で今新しい法律をつくるほどには問題が熟していない。

しかし、これはその理由はいろいろあります。例えば、いろいろなところで、正直申し上げますと縦割り行政で、行政のただで議論していたんではなかなかできないというようなこともありまゝすから、そういうこともあつてだとは思いますが、けれども、今、与党の方では関係議員が集まられて議員立法というようなことも考えておられますから、その動きにつきましては、私どもも今そういうものも受けとめながらこれからの行政府として

はどうするかということも考えますが、とりあえずは、今与党の方で進めておられる御努力を見守つておるといふ状況でございます。

○金子哲委員 本来、与党の皆さんが一生懸命やられることも重要ですが、今大臣がおつしやつたように、各省庁間の連携といひますか、環境省の中だけでも、この後またいづれ法案審議しなければならぬと思いますけれど、鳥獣保

護法にもかかわる問題も出てまいります。省の中でも複数の法律の体系の中に出てくる、そして、省庁間でも連携が非常に重要になってくるということになると、やはり総括的にそこを取りまとめしていく環境省としての位置づけと、そして、環境省が積極的な意味でそういう各省庁の生態系の保全、保護のための法律を積極的につくることにによって、環境省のイニシアによって各省庁との連携がとれるという体系をつくっていくという決意がないと、今はどうも我が方が出すときではない、与党の皆さんが一生懸命やっていただいているから与党の皆さんの態度を見守るということでは、この自然公園法のせつかく出された条文も本当に生きてくるんだろかということ逆を言わざるを得ないことになるわけです。

この法律、そもそも個別法よりもその前に、こういう意識があつてこのことをやる、こういうこ

とをやっています、当面これをやりますという
ような体系がないとやはり進んでいかないと思う
のですね。その点について、もう一度お伺いした
と思います。

○大木国務大臣　与党の方でやっておるから我々は見守つてゐるという、見守つてゐるというような言葉が悪いかもしれませんけれども、私どもは十分に関心を持つてその動きを注目させていたただいておるということでございますし、今の政党政治の中でありますから、それが仮に行政府から出てくるか、あるいは与党の方から出てくるか、あるいは各党全部でやっていただくか、それはその問題ごとにやはりいろいろな形があり得ると思います。

ですから、そういう意味では、決して私どもは勝手にやってくれと言っているわけではないの勝手で、与党の方でいろいろと御審議していただいております状況については私どももフォローしておりますし、また、そういったものが、少なくとも今の段階では、与党の方で御検討していただいておりますというものも十分に、非常に有用なものだというふうに理解をしております。

れで十分ではない。鳥獣保護法でカバーしても必ずしも十分ではない。

そうなつてまいりますと、全体として、やはりそれほど新しい国家の大事な柱として生物多様性国家戦略なるものを立てられるとすれば、そういうことが必要だし、それから環境省の中でも、先ほど言いましたように、自然公園法だけで規定できない。私は、もうどう考えてみても、動植物の保護なんかは、国立公園、確かに大きな面積のところもありませうけれども、そこだけで対応できるようなことは到底できない。

といひますのも、今例えは、後ほどまた触れたいと思ひますけれども、森林部分が多い。森林部分が非常に荒れてゐる問題だつて出てきてゐるわけであつて、そうすると、どんな里に近づくという問題、そこらほう、自然公園法の中に全然匂ひを含されてゐない地域の問題になる。片方で鳥獣保護の問題と關係をしていくということで、一日も早くこの自然公園法の一部を改正されたその精神というものを横に広げるための法体系をやつて、全体として生物の保護というものを進めていくといふことが非常に重要ではないかといふことを申

し上げておきたいというふうに思います。

それで、私は、今度の自然公園法を見てみまして、それから環境基本計画なども見ても、実は、海のこと非常に触れられていないのですね。湖沼の場合は入っている場合もありますけれども、海洋とか河川の問題だと、河川も一部公園として溪谷のようなところは入っておりますけれども、全体としては見られていない。湿地は、今ごろ随分いろいろな意味で問題になってまいりましたけれども、そうしてみますと、特に水中生物の保全、保護という観点が、残念ながら、これまでの法律の中で非常に弱かったのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはどのように考えられているのでしょうか。

○大木國務大臣　確かに、陸と、それから水中と、
いうかあるいは海中と言っているのかあれでござい
ますけれども、現行の自然公園法の中でも、特

別保護地区内において水中生物を含む動植物の捕獲を規制するというようなことは、今回の改正で、より広く特別地域においてもいろいろと捕獲の規制をするというようなことを一つ入れておるわけでございますけれども、やはり先ほどからおっしゃるとおり、例えば動植物というようなものを一つとらえて、その生息地域だつて何も自然公園の中だけじゃないぞというのは、それはもう全くそのとおりでございますし、むしろ、自然公園の中でもいろいろな、どこまでの生息の区域が、大きな動物だつたら非常に広いところを動くわけですから、それをどういうふうに把握して必要な措置をとるかというのはいろいろな議論があるわけでございます。

ということでは、私は、水中生物についても当然、これから具体的にどういう対策をとるかということがある程度構想が固まってくれば、それをまたひとつ公園法の中で、あるいは公園法の中でなくて、例えば鳥獣保護の法律の中でもいいのですけれども、ただ、現実は何をするかという必要性というか、それから優先性というか、そういうことのものがありまさんと、ただやるかと書いても

抽象的な話だけになってしまいますから、先ほどもちよつと与党の方で生物多様性についての法律をつくつていただくということも申し上げましたので、けれども、それはいろいろな、行政の方では行政として、やはりこれが重要な、これが緊急性があるというようなものからだんだんに取り上げていくということをやつておるわけでございます。それから、御不満はあるかもしれませんが、私どもとしてはそういう考え方で、順番にやらせていただいておりますというところであります。

○金子(哲)委員　不満が非常にありますよ。

法で指定されている地域というのは、わずかに六万三千ヘクタールしかないのです。それは結局のところ、陸地部分しか着目していません。陸地のことなんです。海は入っていないんです。陸域のみを指定しております。これは大臣が幾ら頭をひねられても事実そのとおりで、結局、海は抜け落ちていくんです。

今までは、それは確かに景観ということ、海岸線の重要なところに入っていたと思うのですけれども、海ということに対しては全く着目をされていらないから、やりたい放題とは言いませんけれども、結局のところ、見えないところということと対象になっていなかった。こういうことを、今度は、少しは海海域面についても検討される余地はあるのでしょうか。

○小林政府参考人 いただいた御質問で、ちょっと誤解がありますので申し上げます。

瀬戸内海の国立公園、面積としてカウントしますのは、陸域部分ということでカウントしてございます。小さい島嶼がいくつかありますが、小さい島嶼とか、半島部分とか、陸域の部分。ただ、国立公園としては、ほとんどの海の部分も国立公園の区域になっています。

ただ、行為の許可制になるような特別地域という制度が海の場合にはないものですから、海は全域、普通地域ということで、いろいろな届け出制というふうなことになると思います。それはどうしてかという、当初、自然の風景地を保護するというのが自然公園、国立公園の目的であったものですから、海の場合は風景的に、ただ平らというふうなことで、陸域の海岸線とかそういうところを保護するという中でやってきたということでございます。

ただ、一つありますのは、海の中のサンゴ礁とか、そういう海中の景観を保護するために、海中公園制度というのをつくりましたけれども、そういうことで、今後、海の地域の保護をどういうふうにして図っていくか、大きな課題だというふううに理解しております。

○金子(哲)委員 そのとおりで、海は水面だけしか見えなかったということでしょうけれども、結局、さつきから何度も言いますけれども、これから生態系の問題に行くとしたら、日本の場合はすべて海に囲まれている状況の中で、海洋というのは非常に重要な位置になると思うんですね。

ちょっと瀬戸内海のことでお聞きをしたいのですけれども、この生態系の問題だと、結局、海の生態系についてこれまで全く無視というかほとんど、瀬戸内海に限って言いますけれども、ほかに重要なところ、大事にされていたところもあるかもわからないので全部とは言いませんけれども、瀬戸内海に限ってはそうだと思います。

といいますのは、自然海岸は埋め立てもしくは護岸工事によってほとんどなくなっている。それからもう一つ大きなのは、海砂、海砂利の採取の問題です。この点については、私は前にも委員会でも質問したのですけれども、瀬戸内海の場合、これはもう一つ別に瀬戸内海環境保全法があって、そこでもカバリーしていくということになって、そこでも海砂利の問題がありますけれども、今、この海砂利の採取計画はどうなっていますか。

○石原政府参考人 瀬戸内海におきます海砂利の採取計画についてお尋ねでございます。瀬戸内海におきます海砂利につきましては、その環境への悪影響が心配されておまして、平成六年度から七カ年かけて十二年度までの調査をさせていただきまして、その結果、海砂利の採取によつて砂州なり砂堆が消失し、あるいは海底がれき化したというふうな調査結果、あるいはイカナゴの減少にもかなりの影響を与えているのではないかとこの調査結果が得られておるところでございます。

海砂利の採取の状況でございますけれども、採取実績がない県等ございますけれども、現在採取しております県におきましては、岡山県につきましては平成十五年より採取の禁止、香川県につきましては平成十七年度より採取の禁止、それから愛媛県につきましては、先般でございますけれども、

ども、十八年度より採取を禁止するというところで府県計画の作成等を進めておるところでございます。

環境省といたしまして、こういう海砂利の採取の規制、あるいは採取するにいたしまして、採取の範囲を最小限にするとか、採取後の調査をするとかというふうな形で、影響がないような形で努めてまいりたいというふうな考えでございます。

○金子(哲)委員 今の局長の答弁は全く、最初の部分は経過ですからいいですけれども、最後の話は、環境省自身が、今までの採取によって非常に影響が出ていることが明らかになっているのにもかかわらず、影響が出たらというふうな話で、これはみんなあれでしょう、岡山県にしても、香川県にしても、愛媛県にしても、結局、県が独自に決めただけで、環境省がちゃんと指導したわけじゃないのでしょうか。どうなんですか。

○石原政府参考人 瀬戸内海環境保全法に基づきまして、瀬戸内海環境保全基本計画というのがございまして、一昨年の十二月でございますが、これを改正しました。改正に当たりましての視点として、環境の保全に加え、良好な環境の回復という観点から改正したものでございます。その中におきまして、海砂利の採取についても、影響を与えないような形で改正の計画になっております。

いろいろな県がこれに基づきまして府県計画の策定ということになるわけですが、そういう基本計画に即しての策定ということになりますので、基本計画そのものの策定及びそれが海砂利の採取の今後の動向に及ぼす影響というものについて、大きなものがあつたのではないかとこのように考えております。

○金子(哲)委員 つまり、結局、指導が、あの改正をされたときにも明確に海砂利採取を禁止するという言葉はないんです。今おっしゃったように、当該の県の裁量によつては幾らでもできるというところを改正したんです。私はそのときも指

摘したんですけれども、結局は県の自主性任せであつて、それ以前にそれだけの環境破壊、海底から見えなからわからないんですけれども、海砂利採取によつてイカナゴがいなくなつたとおっしゃったんですけれども、イカナゴがいなくなればどうなるかといえば、すべての食物連鎖の関係の中で、それをえさにしていたタイが福山沖には上つてこないとか、そういうことが現にもう出ていて、そのことが問題になって、例えば早く広島は中止をした。ところが、結局、あの改正にしても、今やっているところにやめるとは言えないからということで、その一行を入れたわけでしょう。

結局、私が言いたいのは、それは、あのとき改正をして、ここで通つて改正をしたわけですから、それ以上言つてもしょうがないけれども、そのことについて、本当に海砂利採取というものを、これから生物多様の保全とかいうことを言うのであれば、それだけ影響のある海砂利採取に対してもっと積極的に中止をさすという方向に早めさすとかいうことが、ただ県が決めたばかりから四県終わりますというふうな姿勢では、これから言われている、これから新しい自然公園法を改正して生態系の保全、保護をするという観点からいったら全然おくれしているわけじゃないですか。どう思いますか。

○石原政府参考人 海砂利につきまして、一律に禁止という形にはなかなかいきませんけれども、いろいろな、採取するにしても影響が最小限になるようにというふうな形で基本計画、あるいは今現在府県計画の策定が進んでいるところでございますけれども、そういうふうな中で、できる限り影響が少ないような形で対応をしてみたいというふうな考えでございます。

○金子(哲)委員 この問題はこれ以上はやりませんけれども、今おっしゃったことでも、全然それで進むわけがないじゃないですか。影響が最小限度、最小限度というのは、どこまではかつて、それをだれが決めるんですか。これまでやったこと

で影響が出ていたら、やはりそのことについて中止をさす。

では、最後に聞きますけれども、これは、今度愛媛県が中止をした、そうしたらもう再開はあり得ませんか、各県とも。

○石原政府参考人 影響がないというふうな形で考えておりますので、御懸念のようなことがないようにというふうな考えております。

○金子(哲)委員 いいですか、せっかく各県とも中止したわけですから、もう再開については今のところはいえは認めるべきでないと思うんですけれども、その点はどうですか。その点はつきり答えてください。

○石原政府参考人 そういう動きは現在のところございません。そういう意味では、御懸念の向きはないというふうな考えております。

○金子(哲)委員 懸念をすとかしないとか、私に言わないでください。私が懸念しようがすまいが、それは私の考え方であって、省としてどう対応するかというのを聞いているので、では、そんなことはもう今後一切ありませんということを明確に答えればいいじゃないですか。そうしたら私の懸念はすぐ終わりますよ。

○石原政府参考人 将来の仮定のことでございますけれども、影響がないように対応してまいりたいというふうな考えております。

○金子(哲)委員 影響がないということは、とれば影響が出るわけですから、採取をもう認めないということだというふうに思いますので、大臣。

○大木国務大臣 せっかくやめるということで物が動いているわけでございますから、それがまた戻るようなことがないように、きちっとこれから対処してまいりたいと思っております。

○金子(哲)委員 いずれにしても、私がこだわっているのは、海砂利採取の問題もありすけれども、結局、海の問題について、やはりおざなりになつていふことなんですよ、見えないから。

海砂利採取だけにしても、局長は、影響が最小

限になるようにということだけれども、あれは広島県でも例がありましたけれども、違法な採取がもう問題になったし、海の中に線が引かれていない、どこからどこまでも、山、陸地と違って見えないということがあって、そのことからいいますと、そしてまた、その影響を見るということも非常に見にくいわけですよ、後で調査するといつても。また、魚の場合は回避をしますし、その影響をすべてにわたって調査するということになれば、全域にわたって調査しなければ、その一カ所だけ調査をして、それで影響がなかったということにならないわけです。

そうしてみると、その点について、海の問題について私は重ねて言うようだけれども、といいますのは、どうも海のことについては、結局のところ、我々日本人の場合は魚を非常にたくさん食べる。水産業を営んでいらっしゃる皆さんのことももちろんありますから、そういうこととの兼ね合いも含めて、やはり余り自然保護だけが言えない状況が、一方に経済的な問題があり過ぎて、その方が水産庁とはどれぐらいの話をされているんですか。こういう海の資源保護の、今までの経過は別にして、これから海の、海中の自然の保全、保護のためにはどれぐらい話をされたことがあるかどうかを教えてください。

○小林政府参考人 先生御指摘のとおり、海の自然環境保全の問題につきましては、非常に私どもとしてもおこなっているというふうに認識しております。

具体的に、水産庁とどこまでというお尋ねでございますけれども、例えば海性哺乳類の問題にしましても、そういう面で徐々に改善をしていくというところでございます。

もう一つ、どうしても私どもで足りないと思つていふのは、海の自然環境の現状をつかまえる、非常に膨大な区域があるわけでございますので、そういうところからきちっと今後取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

○金子(哲)委員 では、次の質問に移りたいと思います。

今度、自然公園の風景等を保全するために、NPO等の活用をしながら補修や保護管理を行うというところになっておりますし、また、そういう方向で進もうというところで環境省も指摘をされておりますけれども、率直に言つて、今、里地里山が手入れが行き届かずに非常に大きな荒廃が進んでいるというところは大きな問題になっていると思つてます。その意味では、風景の保護だけでなく、技術やノウハウが必要になつてまいりますし、財政的な援助も必要になるのではないかと、これに考えておりますけれども、その点について、これからそういう荒廃の防止とか自然再生に向けたような積極的な対策ということではどのような点が考えられているか、お尋ねをしたいと思つてます。

○大木国務大臣 細かい点は、もし必要でありましたら、また参考人から御説明してもらつてもいいと思いますが、やはり今の自然を保全するというのと、それからまた、ただ保全するんじゃないで、今非常に荒廃しておる、そういうところについての手を加える、両方あると思うんですね。

ちょうど里山なんというのは、まさしく自然と人間が接触するところでありまして、ただ自然をそのままに置いておくというんじゃないで、手を加えて里山というのは維持されてきているわけですから、そういう点からもいろいろ手を加えていかなきゃいけないと思つておりますから、そういうことは、今申し上げましたように、一つは保全、それから今荒廃しているところのまた回復、両方から問題に取り組んでまいりたいと思つています。

○金子(哲)委員 これは、財政的な問題は何か考えておられるんですか。一応はNPOなどの協力を得るということですが、将来にわたつての政策としてはそういうことを考えられているの

でしょうか。

○小林政府参考人 公園管理団体のことに関連してお尋ねかと思つておりますけれども、私どもとしては、昨年度からグリーンワーク事業というのを創設しまして、自然公園の中の清掃困難地の清掃とか、登山道とか標識の補修とか、そういうボランティアだけではちよつとお願ひするのも恐縮、申しわけないというふうなちよつとハードな事業については、賃金をお支払いして作業をしていただきます。そういう事業のものを公園管理団体に関係している方にお願ひするとか、そういうようなことをささやかながら考えております。そのほか、自然再生事業につきましても、新しく今年度から着手するというところになってございます。

○金子(哲)委員 さつき大臣もおっしゃいましたように、私も、何か環境審議会の答申を見まして、二次的自然環境というのが言われておりました、これは、今まで全く手の入らないところではなくて、例えば植林をしたとか、そういう手の入ったところ、二次的自然環境ということでは、これはかなりの面積があるんだということを讀ませていただきましたけれども、その中にも、今は開発行為によつてではなくて、農林業の変化や土地の利用の変化などによつて、土地への対策が行き届かないために、きめ細かな土地の管理ができているために荒廃をしているんだということが言われております。そうしてみますと、そこに対する対策というか、そういう手だてというものについて、やはりかなりきつちりとやらないと難しいというふうな思ふんですけれども、ぜひその点を積極的に対応していただきたいと思つてます。

特に、自然公園の中で七七％が森林という状況にあるというふうな聞いておりますけれども、先ほど言いましたように、里地里山の保全において農山村の力をかりる、そういうところも重要だと思つておりますけれども、森林の整備なども進めていくということになると、これは環境省だけではなくちよつと難しい。今度議題になる地球温暖化の防

止のためのさまざまな施策の中に森林吸収源の話が出ておまして、これも私最初に言いましたけれども、そのことも含めて考えれば、それこそトータルに考えないと、これはこれというこにならないような問題になってくると思います。

そうしてみますと、環境省と他関係省庁との連携というものを十分に図りながら、そして、その中でどう予算を効率的に、効果的に組んでいくのかということが非常に重要になってくると思いますけれども、その点については、環境省はどのような見解をお持ちでしょうか。

○大木国務大臣 今まさしく御質問の中にもありましたように、環境省の予算だけではなかなか対処し切れない問題もあるわけですから、例えば森林については林野庁とか、あるいは海の問題につきましても水産庁とか、いろいろあるわけでございますから、そういった省庁とも当然にこれから予算をつくる場合にも密接に連絡してまいりたいと思っています。

それで、例えば今の農村とか、農林、農村というより、農林業、農山村対策あるいは森林対策と環境問題とどうやって組み合わせてやっていくかということなどで、なかなかその全般のお話はできませんけれども、例えば阿蘇におきまして、草原の保全ということで、要するに、私も実はちょっと回ってきたんですけれども、あそここの草原地帯、これはだから地元の牧畜業と申しますか、そういったものを振興しながら、同時に現場の環境問題もきちっとやっていくというようなのがあると思いますから、そういったものを積み上げることによって、またその予算措置を図る場合にも、そういうことで関係各省共同して財政当局に当たりたいと思っていますので、どうぞそういうことでひとつ支援もいただきたい。

○金子(哲)委員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

特に森林の場合には、日本の場合、残念なんですけれども、森林が、日本材がなかなか活用されない、経済的な問題があつてどうしても手が入ら

ないという問題がこの間続いてきたと思うのですけれども、やはりここで政策を転換しないと、林業に対してお金を出すということはなかなか難しくなる。そういう意味では、やはり環境省のサイドからも、環境保全の立場から林野庁、農林水産省とも連携をとっていただきたながら、きっちりとした対策が立てられるように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

今度の自然公園で、財政の話をしたのですけれども、これはこれから検討しなければいけないことだと思つたのですけれども、私は、必ずしもすべてそういう財政は国だけが見るのがいいのかという問題は実は感じております。

例えば、学校教育、環境教育などをやるためには、そういうところは積極的に国が補助していくというところは当然のことだと思つたのですけれども、一般的な利用者などについても、環境全体を守っていくということ、自然体系を守っていくという観点から立つと、一定の利用者負担ということも考えていくべきではないか。もちろん、そのことは、自然の保全や再生を図るということ明らかにしながら、そしてまた、そういうことに従事をしていただいているボランティアの皆さんなどに對する財政的なものとかいうことも含めてですけれども、一定のそういうこともこれから検討をしていく必要があるのではないかとこのように考えておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○大木国務大臣 今の御質問の中で、二つのポイントがあると思うのですが、一つは、まず役所の中でのいろいろな各省が、例えば文部科学省とかいったところもいろいろな教育のところで、環境教育のためにやはり文部省の予算もひとつ頑張つてくれというふうなこともありますから、そういうのは当然に私もまたやってまいりたいと思つた。

それからもう一つは、省庁間の話ではなくて、例えばいろいろな自然公園にしろいろいろな施設にしろ、利用者負担の原則で、いろいろと環境を

維持するために金がかかるわけですから、例えば富士山の頂上は大変汚れているというふうな話は、あれは参議院の方でもいろいろと御意見がありましたけれども、そういったものはきちっとやはり利用者が少しは資金的な協力もしてもらつたというふうなことで考えるべきだというふうな御意見もあります。

例えば、自然公園の中で利用者負担ということについては、現在も、例えばいろいろな国立公園の中のトイレを使うのにチップを取るとか、あるいは清掃協力金というふうなことでお金をいただいておりますというところもあるようでございます。ただ、まだ非常に額が小さいわけですから、これからひとつそういうこともさらに協力的に進めてまいりたいと思つた。

いろいろアンケートをとりますと、「国立公園に関するアンケート」の中で、アンケートに答えられた方の七割は、やはり国立公園を使うときはある程度の費用負担をしよう、その費用負担は結構だというふうな御意見もいただいておりますから、これをできるだけひとつ具体的にどういう形にするのがいいのか、また検討してまいりたいというふうに思つております。

○金子(哲)委員 最後に、これは要請のようなことになりましたけれども、今回の法律の中でも、NPOの皆さん、団体などの力を積極的にかりようというところで、環境省はこれまで他の省庁よりも、市民の皆さんの声とか、そういう市民団体の皆さんの声を非常に聞いてこられたと思うのですけれども、この法のやはり協力を得るためにも、より情報の公開はもちろんですけれども、積極的に意見を受けとめて、それを政策に反映していくということもなくて、この自然公園法の改正を生かしていくことはできないというふうに思いますので、その点は、ぜひそういう力をしっかりとかりようというか受けとめて、環境行政を進めていただくとお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大石委員長 この際、本案に対し、藤木洋子さんから、日本共産党提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。藤木洋子さん。

自然公園法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

〔本号末尾に掲載〕

○藤木委員 私は、日本共産党を代表して、議題となつております自然公園法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

修正案は、既にお手元に配付されておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

政府提出の改正案は、国等の責務として、生物の多様性の確保を明記したことは前進ですが、依然として、風景の構成要素として保護するという範囲にとどまっております。

そこで、修正案は、法律の目的に、生物多様性の確保を中心とした自然環境の保全を位置づけるとともに、将来にわたつて国立公園等の貴重な価値を維持する持続的利用を図ることをうたつております。

目的改正の趣旨に沿つて、具体的な規定も幾つかの修正を行つております。

第一は、特別地域や特別保護地区の指定など、風致や景観の保護に関する各条文でも、自然環境の保全を全面に掲げました。

第二に、公園計画、公園事業について、規制または施設に関するものという規定を改め、野生動物の保護や、自然教育などを盛り込みました。

第三に、公園計画や公園事業を現地の実態に見合ったものとするために、案を作成する場合に、その公園で実際に自然保護や管理に取り組んでいる人たちの意見を聞くことを義務づけました。

第四に、適正な公園計画や公園事業を進めるた

第一章中第三条を第四条とする改正規定中「第一章中第三条を」第三條中、「自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三條で定めるところによるほか及び、鉱業権を削り、「開発」を「保全」に改め、第一章中同条に改める。

第二条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに同条を第三条とする改正規定を次のように改める。

第二条の二中「すくれた」を「優れた」に、「の保護とを」について、生物の多様性の確保を中心とした自然環境の保全その他その保護が図られるとともに、「改め、同条を第三条とする。

第二章第二節を同章第一節とする改正規定の次に次のように加える。

第十二条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 環境大臣は、国立公園又は国立公園の特性及び現状を十分踏まえて当該国立公園の公園計画若しくは公園事業又は当該国立公園の公園計画の案を作成するため、当該国立公園又は国立公園の自然環境の保全のための活動を行う団体、当該国立公園又は国立公園内の自然の風景地を管理する者その他当該国立公園又は国立公園の特性及び現状について学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、国立公園の特性及び現状を十分踏まえて当該国立公園の公園事業の案を作成するため、当該国立公園の自然環境の保全のための活動を行う団体、当該国立公園内の自然の風景地を管理する者その他当該国立公園の特性及び現状について学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第十三条の改正規定中「改め」の下に、「同条第四項中「前条第五項の規定は」の下に「環境大臣の公園計画又は公園事業の廃止又は変更の案の作成について、同条第六項の規定は都道府県知事の公園事業の廃止又は変更の案の作成について、同条第七項の規定は」を加え、「同条第六項を」同条第八項に、「準用する」を、「それぞれ準用する」に

改め」を加える。

第十七条第二項及び第三項の改正規定並びに同項中第十号を第十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「第十七条第二項を」第十七条第一項中「風致を維持する」を「自然環境保全その他その風致の維持の」に改め、同条第二項に改め、「における」の下に「自然環境の保全その他その」を加える。

第十七条第三項中第四号の二を第五号とする改正規定中「と」の下に、「同条第五項中「国立公園の」の下に「自然環境その他その」を加え」を加える。

第五十四条の改正規定及び同条を第七十六條とする改正規定中「第六十條、第六十二條又は第六十三條を」第六十一條、第六十三條又は第六十四條に、「第七十六條を」第七十七條に改める。

第五十三條の改正規定及び同条を第七十四條とし、同条の次に一條を加える改正規定中「第六十九條、第七十條、第七十二條を」第七十條、第七十一條、第七十三條に、「第七十四條を」第七十五條に改め、第七十五條を第七十六條とする。

第五十二條を第七十三條とする改正規定中「第七十三條を」第七十四條に改める。

第五十一條を第七十二條とする改正規定中「第七十二條を」第七十三條に改める。

第五十條を第七十條とし、同条の次に一條を加える改正規定中「第七十條を」第七十一條に改め、第七十一條を第七十二條とする。

第四十九條を第六十九條とする改正規定中「第六十九條を」第七十條に改める。

第三章中第四十八條を第六十八條とし、第四十七條を第六十七條とする改正規定中「第六十八條を」第六十九條に、「第六十七條を」第六十八條に改める。

第四十六條の改正規定及び同条を第六十六條とする改正規定中「第六十條第一項を」第六十一條第一項に、「第六十六條を」第六十七條に改める。

第四十五條の改正規定及び同条を第六十五條と

する改正規定中「第六十條第一項を」第六十一條第一項に、「第六十五條を」第六十六條に改める。

第四十四條の改正規定及び同条を第六十四條とする改正規定中「第六十條第一項を」第六十一條第一項に、「第六十四條を」第六十五條に改める。

第四十三條を第六十三條とする改正規定中「第六十三條を」第六十四條に改める。

第四十二條の改正規定中「風致を維持するため」を「自然環境の保全その他その風致の維持のため」に改め、「都道府県立自然公園の」の下に「自然環境の保全その他その」を加える。

第四十二條を第六十條とし、同条の次に二條を加える改正規定中「第六十條を」第六十一條に改め、第六十二條を第六十三條とし、第六十一條を第六十二條とする。

第四十一條を第五十九條とする改正規定中「第五十九條を」第六十條に改める。

第二章第六節中第四十條の三を第五十八條とする改正規定を次のように改める。

第四十條の三を第五十八條とし、第二章第六節中同条の次に一條を加える。

（調査）

第五十九條 環境大臣は、国立公園又は国立公園について、野生動植物の生息又は生育の状況その他自然環境の状況、利用の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この法律に基づく命令の改廃、公園計画又は公園事業の決定、廃止又は変更その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

第四十條の改正規定中「第二十四條第三項に改め」の下に、「同条第二項中「国立公園の」の下に「自然環境その他その」を加え」、「第二十六條第一項に」の下に、「風景を保護する」を「自然環境の保全その他その風景の保護の」に改め、「に對し」の下に「自然環境の保全その他」を加え」を加える。

第二十二條の改正規定中「第二十六條第一項各

号に改め」の下に、「これらの行為の」の下に「自然環境その他」を加える。

第二十條の改正規定中「第二十條第二項中」の下に「風景を保護する」を「自然環境の保全その他その風景の保護の」に、「を」に改め」の下に、「同条第六項中「公園の」の下に「自然環境の保全その他その」を加え」を加える。

第十九條の改正規定中「第十五條第三項第六号」の下に、「風致又は景觀を保護する」を「自然環境の保全その他その風致又は景觀の保護の」に「を加える。

第十八條の二の改正規定中「第十八條の二第二項を」第十八條の二第一項中「景觀を維持する」を「自然環境の保全その他その景觀の維持の」に改め、同条第二項に、「海そう」を「海藻」に改め、「熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する」を「海中に生息し、又は生育する」に改め、同条第五項中「海中の」の下に「自然環境その他その」を加え」に改める。

第十八條第二項及び第三項の改正規定並びに同項中第八号を第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「第十八條第二項を」第十八條第一項中「景觀を維持する」を「自然環境の保全その他その景觀の維持の」に改め、同条第二項に改め、「における」の下に「自然環境の保全その他その」を加える。

第十八條第六項の改正規定中「第十八條第六項」を「第十八條第五項中「国立公園の」の下に「自然環境その他その」を加え、同条第六項に改める。

第十八條を第十四條とし、同条の次に九條を加える改正規定のうち第十五條第一項中「公園の」の下に「自然環境の保全その他その」を加え、第十六條第一項第二号中「風致」を「自然環境の保全その他風致」に改め、第十七條第三号中「自然環境保全法」の下に「（昭和四十七年法律第八十五号）」を加える。

第二章第四節を同章第三節とし、同節の次に二節を加える改正規定のうち第三十一條第一項中「自然の風景地の保護の」を「自然環境の保全その他

第一類第十一号 環境委員會議録第九号 平成十四年四月十二日

他自然の風景地の保護(以下単に「自然の風景地の保護」という。)の」に改める。

附則第五条のうち鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第一条の改正規定中「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

附則第五条のうち鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第四十五条の改正規定中「第四十五条第三項中」を「第四十五条第二項中」「風景を保護する」を「自然環境の保全その他の風景の保護の」に改め、同条第三項中「風景を保護する」を「自然環境の保全その他の風景の保護の」に、」に改める。

附則第六条のうち租税特別措置法第三十四条の二の改正規定及び同法第六十五条の四の改正規定中「第五十九条」を「第六十条」に、「第六十条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

附則第八条のうち地価税法別表第一の改正規定中「第六十条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。